

官報

号外 昭和二十四年五月二十三日

○第五回衆議院会議録第三十六号

昭和二十四年五月二十二日(日曜日)

議事日程 第三十四号

午後一時開議

第一 地方財政法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第二 戦時中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案(廣川弘禪君外五名提出)

第三 通訳案内業法案(内閣提出、参議院送付)

第四 公証人法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 社会教育法案(内閣提出、参議院送付)

第六 災害復旧促進に関する決議案(大内一郎君外四十四名提出)(委員会審査省略要求事件)

第七 水先法案(内閣提出、参議院回付)

第八 日本國有鉄道監理委員会の委員指名について同意を求めるの件

第九 水先法案(内閣提出、参議院回付)

第十 水防法案(内閣提出、参議院回付)

第十一 外國保険事業者に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

第十二 全国選挙管理委員会の委員の指名

第十三 地方財政法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第十四 戦時中政府が買収した

鉄道の譲渡に関する法律案(廣川弘禪君外五名提出)

日程第三 通訳案内業法案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 公証人法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 社会教育法案(内閣提出、参議院送付)

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(中山マサ君外二十九名提出)

優生保護法の一部を改正する法律案(参議院提出)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

水先法案(内閣提出、参議院回付)

水防法案(内閣提出、参議院回付)

水先審議会の意見を尊重してこれをしなければならない。

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ

うの通り同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

水先法案の参議院回付案を議題といたします。

水先法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國会法第八十三條によりここに回付する。

水防法案(内閣提出、参議院回付)

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國会法第八十三條によりここに回付する。

関係ある十八に上る各個の法律について各一部を改正することを内容として、地方財政の安定と合理化、特に國と地方團体との経費の負担区分を明確にすることを目的としたものであります。

まず、地方財政法に関しては、國の直轄工事に対する地方公共團体の負担金について、その工事着手前に予定金額を通知し、その金額に不服のある地方團体は内閣に対し意見を申し出ることができます。これが実現されると、その他の義務教育職員費に対する國庫負担金を新たに文部省所管の歳出予算に計上すると、並びに地方公共團体の負担を伴うことが可能になります。

次に河川法以下の各法律の改正は、主として國と地方公共團体との間の各種事業費の負担区分に関するものであります。從來これらは経費はすべてありまして、從來これらは経費はすべて地方公共團体が負担し、國がその一部を補助するという建前であつたのを、地方財政法第十條の精神に即應するよう國が一定の率をもつて負担することに明瞭に定めたのであります。

本法律案は、五月四日、本委員会に付託されました。本委員会は、会議を開くこと八回、慎重審議を重ねました。本法案の内容及び審議の詳細は會議録に譲りますが、これを要約すれば、本法案は地方財政の確立上、今まで完全とは申されませんけれども、地方財政の安定と合理化をはかり、地方の立場を強化することに一步を進めておりますので、大多数の賛成を得たのであります。さらにその線に沿いまし

てその趣旨の徹底をはかるために次の
ような修正の動議が提出せられ、また
要望が述べられたのであります。討論
を経て採決の結果、多數をもぢまして
修正案は可決せられ、統いて修正部分
を除いた原案も多数をもつて可決され
ましたので、本案は修正採決されたの

（拍手）
以上をもつて御報告を終ります。
め、公共團體の國に対する積極的な讀
求權を確立する法律的な措置を講ずる
よう努力すべきこと、といふのであります。

いて地方鉄道会社から買収した鉄道（休止中のもの及び附屬物件を含む。以下同じ。）を、公共の利益に合致する限り、旧所有会社又はこれと密接な関係のある会社を譲渡させ、もつて地方鉄道を強化して地方交通の利便を増進し、あわせて日本國有鉄道の財政の改善を図ることを目的とする。

2 前項の譲渡申請書には、左の事項を記載した企業目論見書並びに会社の定款及び譲渡の申請に関する株主総会の議事録の原本を添付しなければならない。

一 資金調達の計画

二 運輸計画

三 運送営業上の收支概算

四 改良計画の有無及びその内容

五 その他参考となる事項

(譲渡に関する決定)

第四條 日本國有鉄道は、前條の規

國の公共團體に対する委任事務の財源措置について不服のある場合と同一歩調をとることとしたことあります。修正の第二は、同じく地方財政法の一項を改正して、京都、大阪、横浜、神戸、名古屋の五大市にも当鑑金付証票、すなわちいわゆる宝くじの發賣を認め、五大市の現下の財政に資せんとするものであります。

要點事項として委員より述べられましたことは次の二点であります。すなわち第一に、地方財政法第十條による國と地方公共團體との負担区分につきましては、政府は今後一層調査検討いたしましたては、たとえば食糧、薪炭等の配給に要する経費等、國政事務のために他方公共團體に不當に経費を負担させることのないよう努力すべきこと。第二は、右修正の第一はなお國の負担に属する支出金の支出の遲延なし不拂い等の場合に際して地方公共團體を保護するに不十分であるから、政府にお

○ 議長（幣原喜重郎君） 日程第二、戦時中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案（廣川弘禪君外五名提出）

第三 通訳案内業法案（内閣提出、参議院送付）

○ 議長（幣原喜重郎君） 日程第二、戦時中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案（廣川弘禪君外五名提出）

案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。運輸委員長稻田直道君。

戦時中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案

戦時中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案

第一章 総則
(この法律の趣旨)

律の定めるところにより、前條第一項に規定する鉄道の譲渡を申請することができる。

一 昭和十八年又は昭和十九年に当該鉄道を政府に買収された会社（その会社が合併した場合は、合併後存続する会社又は合併により設立された会社）

二 前号の会社の当該買収當時における残存線路を現に経営している会社

三 第一号の会社が消滅（合併によるものを除く。）している場合には、当該鉄道と線路が接続している等密接な関係にある会社

（譲渡申請書）

第三條 前條に規定する会社が、鉄道の譲渡を受けようとするときは、商法（明治三十二年法律第十八号）第三百四十三條に定める決議を経た上、この法律施行の日

2 運輸大臣は、前項の規定による
譲渡申請書の送付を受けたとき
は、遅滞なく、譲渡の申請のあつ
た鉄道について左に掲げる事項
を、國有鉄道譲渡審査会の議を経
て、決定しなければならない。

一 譲渡すべきかどうか

二 譲渡すべき鉄道の区間

三 車両その他譲渡すべき物件の
範囲

四 譲渡の價額

五 譲渡の代價の支拂時期及び支
拂方法

六 譲渡の期日

七 権利義務の承継に関する事項

八 その他譲渡に関する事項で事
案の重要なもの

3 前項に掲げる事項特に同項第一
号に掲げる事項は、当該鉄道の位
い。

置、利用状況、收支の状態その他諸般の事情を考慮し、当該鉄道を譲渡することが公共の利益に合致し、且つ、第一條第一項の目的を達成するかどうかを判断して、決定しなければならない。

(譲渡の價額)
第五條 鉄道の譲渡の價額は、地方鐵道法(大正八年法律第五十二号)第三十一條から第三十三條までの規定を準用して算出した金額を基準として、公正妥當に定めるものとする。

(譲渡に關する決定の通知及び告示)
第六條 運輸大臣は、第四條第二項に掲げる事項を決定したときは、その旨を日本國有鉄道に通知し、且つ、譲渡すべきものと決定したときは、その旨及び譲渡の期日を官報で告示しなければならない。

2 前項に規定するもの外、譲渡

の代價の支拂については、國有財產法第三十一條の規定を準用する。

(國有鐵道譲渡審査会の設置)
第九條 第四條第二項に掲げる事項を調査審議するため、運輸省に國有鐵道譲渡審査会を置く。

第三章 國有鐵道譲渡審査会
(審査会の組織)
第十條 審査会は、委員九人をもつて組織する。

2 審査会に会長を置き、委員の互選により、選任する。

3 審査会は、あらかじめ、委員の中から、会長が事故のある場合に会長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

(委員の任命)
第十一條 審査会の委員は、交通又は財政金融について廣い経験と知識を有する者の中から、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 運輸省職員、日本國有鉄道の役員若しくはその指名する者

若しくはその指名する職員又は当該鉄道に関し眞に利害關係を有する者は、審査会に出席して、意見を述べ、又は説明することができるとができる。

4 運輸大臣若しくはその指名する

運輸省職員、日本國有鉄道の役員若しくはその指名する者

若しくはその指名する職員又は当

該鉄道に関し眞に利害關係を有す

る者は、審査会に出席して、意見

を述べ、又は説明することができ

る。

(職員の手当等)
第十四條 委員は、政令の定めると

ころにより、手当、旅費その他の

業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(委員の就職の制限)
第十五條 委員は、委員の職を離れ

た後二年間は、この法律により鉄

道の譲渡を受けた会社の役員とな

ることができない。

(譲渡の代價の支拂)
第八條 譲渡の代價の支拂は、会社

が買収を受けたときその代價と

して政府から交付を受け、支拂の

務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(議決方法)
第十三條 審査会は、会長又は会長の職務を代理する者及び五人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 (職員の引継)
第十六條 この法律に定めるものの左の各号に掲げる者で、外、審査会に關し必要な事項は、命令で定める。

第四章 職員の引継

2 第十七條 左の各号に掲げる者で、この法律により鉄道の譲渡を受けた会社の職員となることを日本國有鉄道及び当該会社に申し出た者は、譲渡の日に当該会社に引き継がれるものとする。

3 第十八條 日本國有鉄道の職員で譲渡の日に譲渡区間の鉄道に勤務している者

2 第十九條 前号に掲げる者の外、政府が

買収した際にその会社の職員で

あつた者で買収に伴い運輸省の

職員となり、引き続き日本國有

鉄道の職員として勤務している

者

2 第二十條 会社は、譲渡の日にお

いて、旅客及び荷物の運賃その他

運輸に関する料金並びに旅客列車

及び混合列車の運轉速度及び度数

につき、從前通りの運賃及び料金並

びに運轉速度及び度数をもつて、そ

れぞれ地方鐵道法第二十一條第一

項及び第二十二條第一項の規定に

よる認可を受けたものとみなす。

(免許及び認可)
第二十一条 会社は、譲渡の日にお

いて、旅客及び荷物の運賃その他

運輸に関する料金並びに旅客列車

及び混合列車の運轉速度及び度数

につき、從前通りの運賃及び料金並

びに運轉速度及び度数をもつて、そ

れぞれ地方鐵道法第二十一條第一

項及び第二十二條第一項の規定に

よる認可を受けたものとみなす。

(第五章 雜則)
第二十二条 第二條に掲げる会社

が、この法律により鉄道の譲渡を

受け、その譲渡に伴う会社の資本

増加又は不動産に関する権利の取

得につき登記を受ける場合におい

ては、その登録税の額は、左に掲

げる額とする。但し、登録税法(明

治二十九年法律第三十七号)によ

り算出した登録税が左に掲げる額

より少いときは、その額による。

1 会社の資本増加

2 増資株金額の千分の五

2 不動産に関する権利の取得

不動産の價格の千分の三

2 地方公共團體は、譲渡に伴う不

動産に関する権利の取得に関し

て、地方税を課すことができる。

3 第一項第一号の規定は、この法

律により鉄道の譲渡を受けた二以上
の会社が、譲渡の日（譲渡の日
が異なるときはその最も遅い日）
から六箇月以内になす合併に伴う
不動産に関する権利の取得につ
き、これを準用する。

(譲渡による収入の所属)

第二十三條 第二十二條の規定によるものに依る國有鉄道事業特別会計の歳入とし、

第八條第一項の規定により受け入
る、財産主は、別途計り所属

れる國債証券は、同会計の所屬とする。

(施行規定)

第二十四條 この法律に定めるもの

の外、この法律施行のため必要な事項は、命令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

2 理論省の設置に関する法律によ
する。

運輸省の議員は、この法律に
り運輸省に審議会が設けられ、且

つ、その審議会の組織及び権限が

この法律で規定する國有鉄道讓渡

審査会の組織及び権限と同じよう

讓渡審査会を廃止し、この法律の

規定による同審査会の権限を運輸

省の設置に関する法律による審議会に移すはるな措置をとらなければ

会に利するが故に、
ばならない。

戦時中政府が買収した鉄道の譲渡に

関する法律案（廣川弘禪君外五名提

出)に関する報告書

通訳案内業法案

通訳案内業法

官報号外　昭和二十四年五月二十

(目的) 第一條 この法律は、通訳案内業の健全な発達を図り、外客接遇の向上に資することを目的とする。

(定義) 第二條 この法律で「通訳案内業」とは、報酬を受けて、外國人に附き添い、外國語を用いて、旅行に閑する案内をする業をいう。

(免許) 第三條 通訳案内業を営もうとする者は、運輸大臣の行う試験に合格し、都道府縣知事の免許を受けなければならない。

(欠格條項) 第四條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 精神病又は傳染性の疾病にかかる者

（試験） 第五條 第三條の試験は、左の科目について行う。

一 外國語

二 日本地理

三 日本歴史

四 産業、經濟、政治及び文化に関する一般常識

五 人物考査

二 第三條の試験を受けようとする者は、手数料として五百円を納めなければならぬ。

（不正受験者の処分） 第六條 受験に際し、他人を出頭せ

が買収した鉄道の譲渡に関する法律

第十一條 前八條に規定するものの
外、免許の申請及び更新、第三條の免
付を受けようとする者は、政令の定
めることにより、手数料を納めな
ければならない。

(免許の申請手続等)

第十條 第三條の免許、第八條の免
許の更新又は前條の免許証の再交
付を受けようとする者は、政令の定
めることにより、手数料を納
めなければならない。

(免許手数料等)

第七條 都道府県知事は、第三條の
免許を與えたときは、免許証を交
付しなければならない。

(免許の更新)

第八條 第三條の免許は、五年目ご
とに、申請により更新を受けなけ
れば、その効力を失う。

(免許証の再交付等)

第九條 通訳案内業を営む者(以下
「通訳案内業者」という。)は、免許
証を亡失し、若しくは著しく損じ
たとき、又は免許証の記載事項に
変更を生じたときは、直ちに都道
府県知事にその再交付又は書換を
申請しなければならない。

(免許手数料等)

第二條 他人の答案をぬすみ見するよ
うな不正な方法によつて、第三條の
試験に合格しようとした者に対し
ては、その試験を停止し、又はそ
の合格を無効とする。

前項の者に対するは、三年以内
において期間を定め、試験を受け
させないことができる。

(免許証の交付)

第七條 都道府県知事は、第三條の
免許を與えたときは、免許証を交
付しなければならない。

(免許証の攬帶)
第十二條 通訳案内業者は、就業中
免許証を攬帶し、警察官、警察吏
員又は通訳案内を受ける者の請求
があつたときは、これを提示しな
ければならない。

(禁止行爲)
第十三條 通訳案内業者は、左の行
爲をしてはならない。
一 物品の購買その他のあつ旋に
ついて、販賣業者その他の関係
者に對し金品を要求すること。
二 通訳案内を強要し、又は正當
な理由がないのに、通訳案内を
拒むこと。

(免許の取消等)

第十四條 通訳案内業者が第四條各
号の一に該当するに至つたとき、
又は前條の規定に違反し、その他
業務に關し不正な行爲をしたとき、
は、都道府縣知事は、その免許を
取り消し、又は期間を定めて當業
の停止を命ぜることができる。

2 都道府縣知事は、前項の処分を
しようとするときは、当該通訳案内業
内業者に對し、あらかじめ期日及
び場所を通知して、聽聞をしなけ
ればならない。当該通訳案内業者
又はその代理人は、聽聞の場所に
おいて、都道府縣知事に對し意見
を述べ、又は証拠を提出するこ
ができる。

(訴願及び訴訟の提起)
第十五條 この法律又はこの法律に
基く命令により行政廳のした處分
に不服のある者は、運輸大臣に訴
願をすることができ、且つ、訴訟
を提起することができる。

第十六條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第三條の免許を受けないで通訊案内業を営んだ者
二 第十四條の規定による營業の停止の処分に違反して通訊案内業を営んだ者
第十八條 第十二條の規定に違反した者は、千円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 旧案内業者取締規則（明治四十年内務省令第二十一号）第一條の規定により免許を受けた者は、この法律により運輸大臣の行う試験に合格した者とみなす。
3 前項の者でこの法律施行の際現に通訊案内業を営むものは、この法律施行の日から三箇月間は、第三條及び第十二條の規定にかかるらず、免許を受けず且つ免許証を攜帶しないでも、通訊案内業を営むことができる。

ましては両議院の同意を得なければならぬといふ一項を加えまして、譲渡についてその公正を期したことあります。

第四点といたしましては、第三章國有鉄道讓渡審査会に関する規定の一部を削除した点であります。これは、本法の附則第二項の規定によりまして國有鉄道讓渡審査会の権限が今後運輸省内に設置せられまする運輸審議会に移される結果といたしまして当然の措置であると存じます。

第五の点は、会社の資本増加並びに不動産に関する権利の取得に関するして國稅及び地方稅の減免を規定しておりますところの第二十二條を削除了しまして、譲渡について、あくまで公正を期したことになります。

社会会黨の佐々木更三君より、本法案は
考慮し本案に反対の意見を述べられま
した。天野公義君は民主自由党を代表
して、本法案の目的とするところは國
鉄財政の改善並びに國民大衆の利便と
なり、かつその時期を得たものであり、
よつて本法案に賛成の意見を述べられ
ました。次に日本共產党を代表して田
中慶平君より、本法案は公共の利益に
合致せず並びに地方交通の利便の増進
等に寄與するものにあらず、よつて本
法案に反対する旨の意見を述べられま
した。次に第九控室の民主党を代表し
て佐伯宗義君より、本法案は日本國有
鐵道が発足してから審議すべきもので
あり、現在においては民營に移すこと
は時期尚早であるから、本案に対する
態度は保留する旨の意見を開陳せられ

ました。かくて討論を終了いたして、ただちに修正案について採決果、多数をもつてこれを可決し、部分を除く原案についても、採決果、これまた多数をもつて可決し、よつて戦時中政府が買収したの譲渡に關する法律案は修正議決きものと決した次第であります。

右御報告申し上げます。

次に、ただいま議題となりました証案内業法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御申し上げます。

う経過的措置を講じたことであります。
次に質疑應答は、通訳案内業を自由營業としておいていかなる弊害を生じておるかということ、免許制とするため將來健全なる發展を逆に阻止することとなりはしないかと、また免許事業であるのに監督事項を規定しないのはいかなる理由であるか等の点について行わたるのでありまするが、それらの詳細は会議録に譲りたいと存じます。

頭における施政演説におきましても強調せられておる点でございますので、会期もあと一日に迫りました本國会のこの長い期間を通じまして、政府においてはすでに具体的な調査が進められておることと信じまするが故に、この機会に、現内閣が政策として取上げております國有財産の整理による國家財政の改善という点につきまして、大藏大臣は予算編成の責任者といたしまして、この点についていかなる確信を持つておられるかということをたゞしたいのであります。

私がただいま指摘いたしましたように、この問題は当然國有財産整理の政
府の大方針に従いまして、政府の責任
において國会の審議を経なければな
らないものと考えるのであります。が、
これが民主自由黨の議員提出という形
で出されておる理由であります。われ
われの聞くところによりますれば、民
主自由党の内部におきましても、この
法律の制定に賛成されておらない人も
あるやに聞くのであります。従いまし
て、民主自由党が党議をもつてこの法
案の提出を決定したと言われるのでござ
りますから、唯一の民自党の党議決
定によつてこれがなされたものである
か。私はこの点を、提案者であります
ところの民自党が明白にされる必要が
あると信ずるがゆえに、この点を伺う
のであります。

〔田中織之進君登壇〕

○田中織之進君　ただいま議題になつておりまする職時中買収した鉄道の拂下げに関する法律案に對しまして、私は最後に二、三点、きわめて重要な点についてたゞしておきたいと思うのであります。

まず第一点は、本案の審議に関する運輸委員会と大藏委員会の連合審査会において私が大藏大臣に質問いたしましたと試みたのであります。ついに大蔵大臣が出席にならなかつたので委員会において保留いたしましたところの、本案ときわめて重大な関係がございまして、現内閣の財政政策の一つでありますところの國有財産の整理によりまして國家財政に寄與するという大きな政策につきまして——この点につきましては、吉田總理大臣が、本國会の開

鉄道の拂下げに関する問題も、本国会には提出されないものと考えておりましたところ、会期切迫いたしましたところへ突如として、しかも議員提出という形で出されたところに、この法案のきわめて重大なる政治的意義をわれわれは見逃すわけには参りませんので、私は少くともこの法案が、民自党の政党内閣でありますところの吉田内閣の政府提案という形をとらずに、民自党議員提出という形において出されました以上、政府と必ず緊密なる連絡あることを信じますかゆえに、大藏大臣につきまして、この拂下げの対象になつておりますところの國有鉄道を含めました一切の國有財産の整理についての方針を、この際明確にしていただきたいと思うのであります。

次に大藏大臣にお伺いしておきたい問題は、この戦時中買収せられました鉄道の拂下げが決定いたしました場合の譲渡代金の支拂いについて、こまかい規定がなされておるのであります。が、これにつきまして國有財産法第三十一條を準用せられておる点が、われわれの納得の行かない点でございます。御承知のことと思いますが、國有財産法第三十一條は、國有財産の処分にあたりまして、その代金の支拂いについて、公共團體あるいは寺院その他教育關係等に対しまして國有財産を譲渡いたしました場合の分割支拂い、あるいは延納に関する規定をいたしたものでござりますが、この法案の対象になつておりますところの路線の譲受人と予定されておるものは、いずれも當利会社であります。この當利会社に対

私がただいま指摘いたしましたように、この問題は当然國有財産整理の政府の大方针に従いまして、政府の責任において國会の審議を経なければならぬものと考えるのであります。これが民主自由党の議員提出という形で出されておる理由であります。われわれの聞くところによりますれば、民主自由党の内部におきましても、この法律の制定に賛成されておらない人もあるやに聞くのであります。従いまして、民主自由党が党議をもつてこの法案の提出を決定したと言われるでござりますから、唯一の民自党的党議決定によつてこれがなされたものであるか。私はこの点を、提案者でありますところの民自党が明白にされる必要があると信ずるがゆえに、この点を伺うのであります。

しまして國有財産法第三十一條を準用するという規定を設けられておることは、私は民自党の資本家擁護の政策が露骨に現わされて來ておるものと考えられますのがゆえに、この点に対する大藏大臣の見解を承つておきたいと思います。

さるに運輸大臣に向つておきたい問題は、この拂下げが鉄道の財政に寄與するということをございまするが、委員会における運輸大臣の答弁では、われわれは明白に財政にどの程度に寄與するかという点についての確信を持つことができないのであります。ことに、一應これは審議会にかけて決定いたすものでございますが、現に委員会に提出されました資料等に予定されております十路線の讓渡が全部行われるといったしました場合を前提としたことだけつこうでございますから、それが

後にお伺いをしておかなければならぬ重大なる一点があるのです。

この法律によりますところの拂下げ路線の選定あるいは譲渡價格、支拂い方法等の審議権は運輸審議会に付與される結果、きわめて厖大なる利権の根源をなすおそれがあるのであります。この点に対しまして、國民大衆は多大の疑惑を持つておるのでないかと私は

考えますので、かくのごとき総括的な大幅委任立法を制定せられようとしておるところの提案者の眞の意思を私はこの際明白にしていただきたいのであります。

同時に、この法案は、一部戦争犠牲者の救済に名を借りて靈骨なる緣故拂下げを行わんとするものではないかとの疑いをわれ／＼は抱かざるを得ないであります。ことに拂下げを請願し、あるいは予定されておりますところの路線の經營者の中には、吉田總理大臣の女婿であられるところの議員斎生多賀吉君ほか数名の諸君が、社長その他の重要なポストについておられるやにわれ／＼は聞くのであります。が、こうしたことが、かつての石炭钢管問題に対するあの不祥事件等々と関連をいたしまして、國民の今後この法律の実施過程に起します疑惑を一掃する意味におきまして、提案せられました民主自由党に対しまして、かくのごとき廣汎なる委任立法をなされることを中止せられまして、今からでも遅くはありませんから（「とんでもない」と呼ぶ者あり）本法案を撤回せられる意思をはたして持つておられるかどうかという点を、最後に確かめておきたいのであります。

以上をもつて私の質問を終ります。（拍手）

いたしておりますのは雑種財産でござります。いまして、今年度の予算におきましては、一般の雑種財産について二十数億、財産税物納によります財産の賣拂いを十億、計三十数億を計上しているのであります。しかして、これは相手方と交渉いたしまして、適當な價格でその時々賣つております。今日問題になつております買收鉄道の賣拂いは運輸省所管の公有財産につきまして、目下大藏省といたしまして、賣拂い可能な物件について調査いたしております。

して、これを時價におおよそ見積ると三十七億余円ということになつております。

第二問の拂下げの手続に關しては、運輸審議会において、先ほどの法案の委員長説明の中にもありましたような基準におきまして審議をいたしまして、それを運輸大臣が國会の両院の協賛を得ましてこれをなすものでござりますから、そこに何らの不正の疑惑がある地はないと考えております。(拍手)

○田中纖之進君 私の質問の中で、提案者に対する撤回の意思ありやいなことを確かめたことに対して御説明を得たいと思います。

〔關谷勝利君登壇〕

○關谷勝利君 田中君にお答えいたしました。提案者といたしましては、この法案を撤回する意思はありません。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて質問は終了いたしました。

討論の通告があります。これを許します。門司亮君。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君 私は、ただいま上程されました戦時中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案に対しまして、日本社会党を代表いたしまして反対の意見を表明するものであります。以下、その反対の理由を、時間の制約を受けておりますので、きわめて簡単にいたしたいと思います。

政府は、この法案の提出にあたつて、民自党の諸君の提案にかかるものについては、ほとんどその関係がないかのごとき言辞を弄しておりますが、われわれは、この点に對しては、與党の

立場にある民自党であり、ことに本問題は長い間終戦後唱えられた問題であります。われらの常識から考えますならば、当然政府みずからが、國有財産に關連を持つておりますので、提出すべきであると考えておつたのであります。この点については、先ほどの質問者にもありました通り、従いましてわれは、これが民自党の諸君の手によつて提出されたということについて、一連の関連なしとは断じて考へないであります。

さらにはわが國における輸送計画その他を勘案いたしまするならば、われわれは当然今日の日本が再建されよろこびといたしまするきわめて重要な時期における輸送計画自体は、明らかに國有當をもつてなすにあらざれば、とうてい所期の目的を達することができないということを、深く考へておるのであります。

しかるに提案者は、その拂下げの理由の第一條に、公共の利益という文字を使つておるのでござりまするが、公共の利益とは一休何であるかといふところです。もし、公共の利益は國民全体の利益であり、さらにそれを使用する者の利益であり、さらにそれにそれに関連を持つものの利益であると考えまするならば、この場合、まず第一に開港場全体の利益を考えまするならば、先ほど申し上げました通り、わが國の現状を即して、当然これは國有當でなければならないということを、さらにこれを利用しておたりとする多くの住民なる反対があるという事実であります。

○議長(幣原喜重郎君) 静粛に願いま
す。

○松本一郎君(続) 次に私は、本法案
は非常に重大なる意味を持ちますがた
めに、何がゆえに私どもがこの案に賛
成をするかということを申し上げたい
と思うであります。

戰時中、昭和十七、十八の兩年度に
わたりまして政府が買収いたしました
路線は、御承知の二十二路線であ
る。これは軍の作戦の必要上買収いた
したものでありまして、すでに戰争が
なくなつた今日、これを民有民営に移
し、そして昭和十七年以前の自然なる
形態に復するということは、むしろ當
然といわなければならぬ。何がゆえに
今日までこれが退ておつたかとい
うと、一旦國營事業としたものでありま
すから、この公共の機關ともいふべき
ものを、そう簡単に拂い下げることは
容易でないというので、各党とも慎重
を期しておつたのであります。が、最
近になりますると、國鐵の赤字は、連
年御承知のごとく蓄積、累積であります
して、この二十三年度のときは、運
賃は三倍に値上げをしながらも、なお
三百二億という赤字の補填を一般会計
から出さなければならぬという状態に
なつたのであります。

御承知のごとく、昭和十九年までは毎

年黒字でありますこの國鐵が、昭和二十
年から初めて八億の赤字を出して、二
十一年にはこれが四十二億となり、二十
二年には百五十七億となり、そして二十
三年の昨年度は、運賃を三倍に上げな
がら、なおかつ三百二億といふものを
國鐵の税金からこの特別会計に繰入れ
たことは、御承知の通りであります。か

の値上げ、あるいは國民負担の税金に

よくな状態で参りますならば、この二
十一年度におきましても、これは先般
可決いたしましたあの二十四年度予算
をこらん願えば明らかでありますが、
すなわち國鐵の旅客運賃を値上げし
て、そして旅客と貨物の総収入におき
まして約千百四十億が先般可決した予
算であります。ところが、運輸省当局
の歳入予算を見まれば千百十七億、
十三億という赤字が出ていたのが今
年の予算であります。

この分で参りますと、たとい六月一
日からコーポレーションとし、企業合
理化、能率増進をはかりましても、お
よそかようなことは往々にして観念論
に終ります。ゆえに、これまでの経験
から申しますれば、この二十四年度予
算において、おそらく運輸当局のこの
予算は、また百億あるいは百五十億の
赤字が出るのでないか。この分で
行けば、來年また値上げか、一般会計
から繰入れるか、このことを私ども想
像いたしたときに、何としてでもこの
國鐵の根本機構の改革をはかるとともに
に、この際賣却すべきそういう特殊な
路線はすみやかに賣却して、將來に生
ずる赤字補填の一端とすることが必要
である。こういう考え方から……。

〔発言する者多し〕

○議長(幣原喜重郎君) 静粛に願いま
す。

○松本一郎君(続) カのような意味か
ら、この二十四年度に相当赤字の出る
ことを私ども心配いたしましたとき、
特殊なかよな路線だけは、これを適
切な額で拂い下げる、またぞろ運賃

拂い下げることによつて今後國鐵全体

轉嫁することを防ごうといふのが、こ
の拂下げ案の一つのねらいであったの
であります。

第二は、今日わが日本におきまし
て、重要産業は國有國營がいいか、あ
るいは民有民營がいいか、しきりにイ
デオロギーの闘争がいたされます。け
れども、いずれも一長一短があります。
ゆえに、かような特殊な地方鉄道
は、この際價額の点で折れ合ひがつ
き、國民の利益となるならば、拂下げ
をして民営でやらしてみ、それで能率
が向上し、サービスがよくなり、公共
的性質が非常に發揮され、片方今後
國鐵が依然として赤字であり、成績が
上らなければ、また一部路線を賣却す
るということもやむを得ないこととな
る。(拍手)ここにおいて、わが日本の
運輸省の國鐵事業の將來に、これこそ
重大な試金石を投じたしのといわな
ければなりません。(拍手)

諸君も御承知のごとく、昨年の秋で
あつた。ある筋の意向として何が傳え
られましたか。全國五十八路線、五
十キロ未満の短路線のうち、赤字が
五〇%以上出でておるもののは、この際廢
線にしてしまえ、その数はと見れば、二
十六路線の國鐵がまさに廢線の運命に
陥らんとしたのであります。當時私ど
もそれを聞いたときに、事容易なら
ぬ、ゆえにすみやかに國鐵の合理化を
はかり、能率を向上し、そうして独立
採算制のもとに收支のバランスをとら
なければならぬということを、運輸委
員としても痛感いたしましたのであります
が、幸いにも、この問題はその後立消
えとなりましたけれども、今回これを
くらべて、特定の会社に賣り渡すと書
いてありましたのを、これをその他に

に非常な刺激となり、いわゆる國鐵は
國民の公の機關であるという使命に立
脚して、本然の姿になるならば、國民
全体非常に喜ばしいことと存ずるので
あります。

なつか國鐵の赤字を克服する。こ
れをひとり鉄道職員あるいは政府のみ
に依存してはならない。すなわち石炭
を廻り、あるいはこれを提供する業

者、あるいは電力を提供する人、これら
の人も、いささかでも安い石炭、電
力供給せざれば運賃が高くなり、國
民が迷惑するのだという氣持に立脚す
ること、いま一つは、土木業の請負を
する人ももとよりである。同時に一般
乗客も、あの貴重な窓ガラスを破壊し
て乗るような乗客のあるうちは、どう
して赤字を解消できますか。同時に鉄
道従業員も、かつて私どもが鉄道に奉
職しておつた時代は、一般乗客に立た
れておいて鉄道職員が座席に着いてお
る者は一人もなかつた。もしも同僚に
あるならば、注意をして立たせたので
ある。しかしに、今日の鉄道職員の姿
はなつておらぬではないか。八千万國
民が協力一致して、わらの公の事業
を愛するという精神になつて初めて國
鉄は独立採算制が……。

○議長(幣原喜重郎君) 松本君、結論
を急いでください。

○松本一郎君(続) もう少しで
す。――かよなことになつております
から、これはどうしても、いま一度わ
れわれ國會の調査、同意がなければ賣
り渡すことができぬと修正いたしたの
であります。この意味において、民自
己党は党議をもつて修正したのでありま
す。

民自党の誠意はかくのことくであ
る。私どもは、かよな意味から、國民
に納得の行くようこの拂下げ法案を
作成いたしたのであります。ぜひとも
諸君の心からなる御賛成をいただきた
いと切にお願いする次第であります。

○議長(幣原喜重郎君) 松本君、申合
せの時間が参りましたから簡単に願い
ます。

○松本一郎君(続) カよな意味にお
きまして、この國鐵の拂下げにわれわれ
は対応するが、ただこの内容におきま
して、最初の提案者の原案は、昨年と殆
どかわらぬのであります。昨年の案と
くらべて、特定の会社に賣り渡すと書
いてありましたのを、これをその他に

義君。

も賣り渡すことができるに一條、
二條を修正したのが、ごらんの通りで
あります。このことといふのは、今日
の世相にかんがみ、吉田首相がしば
しば言われる官紀の蕭正、吏道の刷

新——民主自由党吉田内閣だけは、片
山、芦田内閣のような、ああいう轍は断
じてふまないという強い信念であります。
また原案によりますと、運輸審議
会に対する大幅なる委任立法であります
が、これでは、七人の審議会委員
にこの大きな仕事をまかせ、しかも價
格におきましては四億で賣おうとい
い、百億の値打があるといつて、いず
れとも決定いたしかねるものを……。

〔発言する者多し〕

○議長(幣原喜重郎君) 松本君、結論

を急いでください。

○松本一郎君(続) もう少しで

す。――かよなことになつております
から、これはどうしても、いま一度わ
れわれ國會の調査、同意がなければ賣
り渡すことができぬと修正いたしたの
であります。この意味において、民自
己党は党議をもつて修正したのでありま
す。

諸君の心からなる御賛成をいただきた
いと切にお願いする次第であります。

○議長(幣原喜重郎君) ちよつと一言
いたします。今松本君の御発言中事実
に相違したということを申し出られた
方がありますから、調査をいたしまし
て、その上で善処いたします。佐伯宗

て目的が解消した、それゆえこれを元の所有者に拂下げをしてやるといふことが、これが提案理由であります。ところが、戦争目的が終つたから拂い下げるということは、もつともなりくつて聞えて、実は何も意味のないことではあります。日本の鉄道は、昭和あるいは大正、明治の昔から、およそ軍國主義日本の目的を達成する意味を多かれ少なかれ含んで敷設されているのであります。平時の経済的目的ということと、戦争目的ということと画然区別をして、戦争目的なるがゆえにこれは拂下げをする、しからざるものは残しておくというような区別は、絶対でできないのであります。現に今日問題につている十線を見ましても、この十線はただ戦争目的だけではない。現に平時の経済に貢献をし、地方交通に非常なる意味を持つてゐる。こういうものを拂い下げるということを、ただ戦時中の買収鉄道であるから拂い下げるということは、全然意味はないのであります。これが第一点。

にもなる。これの百二十倍、百五十億
ということになるならば、おそらく何
百億円といふ莫大なる國有財産であります。これが、たかが四億四千万円、
これでたき賣つて、何の財政の健全化でありますか。(拍手)
民自党の諸君は、今國民はみなたけの
こ生活をしておるから、國家も鉄道も
これまたたけのこ生活をやらなければ
ならぬというような、まるでむちやく
ちやなことを言つておられる。皆さ
ん、國民もたけのこ生活、國家も政府
もたけのこ生活、次第々々に消極退却型
に陥つて、一休何が残るか、亡國以外
に何も残りはしない。鉄道をちぎつて
端から賣る。今度は全体の鉄道さえも
だれかの手に渡してしまう。現に運輸
大臣並びに提案者の答弁を開きまする
と、國營を民營に移すところの一歩前
進の計画がここに具体化しておるので
ある。民自党の官僚民營化といふ基本
方針の一つの現われであるということ
を盛んに強調されておる。(「だれが強
調しておると呼ぶ者あり)それは運輸
大臣並びに提案者であります。しか
し、そのような方針によつては、日本
の鉄道は再建されないし、經濟の再建
も國家の再建もあり得ない。日本は、
そういう行き方をするならば、滅びざ
るを得ない。

そこで、一体財政の健全化ということ
とならば、相當價格に賣るということ
でなければならぬし、第二には、もう
かるような線を賣るといふことは少し
も財政上利益にならぬ。ところが、こ
の十線の中をごらんなさい。あるいは
阪和鉄道、青梅線、あるいは鶴見の臨
港線のごときは、今日でも黒字である

のみならず、將來非常に有望なる線である。しかも、これを拂下げの中に入れておるじやないか。これが何で財政の改善になりますか。そうしてしかるべき十八年と十九年に買収したものにしておるとしておる。その前後にもちゃんと買収したものがあるにもかかわらず、そのうちで、しかもいろいろな経緯で故的な十線だけを拂下げ、あとのものは拂い下げないということであつたならば、これは國民がいろいろ疑惑を抱いてもしかたがない筋合のものであります。ましてや、今日この十社のうちには、政党のいろいろな關係者が社長であり、あるいは重役であるといふに聞いておる。ます／＼もつてこれは疑惑の種とならざるを得ないのです。

それから第一條に、財政の改善と並んで、地方鉄道の強化とか、あるいは公共の利益とか、まことに美辞麗句が並べてある。ところがこの美辞麗句が、第二條以下に盛られておる拂渡しの手続をとつて、少しもこれは実現されません。正反対の結果になる。公共の利益といふけれども、これは先ほども話がありましたが、阪和鉄道にいたしましたが、あるいは鶴見の臨港線にいたしましても、この沿線の住民諸君は、労働者、農民に限らず、資本家、企業家に至るまでが、連名で必死でござる。しかるにもかかわらず、これを束三文の値でたたき賣ろうということである。これは一つも公共の利益を考えてはいないのであります。國鐵の係員諸君にとりまして、國營から民間にかわることになれば、待遇その他

が劣悪化することはきまり切つてゐる。またサービスの低下、運賃の値上がり、さらかであります、これをもつて公益の利益とは何であるか。(拍手)それば地方鉄道の強化とあるけれども、これは何のことやら、さつぱりわからぬ。地方鉄道の強化ではなくに、地方財閥を強化することになる。(拍手)なぜこれは何のことやら、さつぱりわからぬ。地方鉄道の強化ではなくに、地方の交通を強化するということをもらば、現在のように國營のままにしておいて、その欠点を直して行けばよし。幾らでも赤字の補正もできまるし、サービスの改善もできる。それをやらないで、今日の國營がいけないと言ひ。いけないではありません。いへんではなしに、官僚的なる、不合理なる、放漫なる經營のゆえに大きな赤字が出ておる。たとえば、石炭その他資材をまことに高値に買ひ入れる、あるいは不用品と称して、まだ用のある物を安値でどんく渡すとか、あるいは工事のごときを非常に高値でトンネル会社に請負わせる等々の、そういうざさんなる計画にて、これらの不合理を一切糾正する。國鐵の赤字は生じておるのであって、ならば、この赤字は一べんに消えてしまう。國營がいけないのでない、官僚主義がいけないのであります。(拍手)

よう。これは昔のことであつて、資本主義が隆盛として興るときには、そういうことは可能であつても、今や全世界の資本主義は衰退期にある、減退期にある、そなうときには、そういうことは可能であつても、今や全世界の趨勢をどらん下さい。英國においてでさえも、昨年鉄道はみな國有經營にしたではありませんか。こなういうふうな世界の趨勢を逆行して、まるで時代錯誤なる政策を断行しようとお思ふ。〔「アメリカはどうだ」と呼ぶ者あり〕アメリカは、これはまだ資本主義が相当な力を持つておる。それゆえに私經營の交通公社はありまするけれども、しかしながら（アメリカにおいてでさえも、すでに赤字会社が続出してあります。交通事業そのものが今日私經營でやられるわけがない。

さてその次に、第三番目に反対をいたしまする理由は、鐵道の従事員が引継ぎに際して待遇上の不利益をこうむる。そこで、これを何とかして抑えよう、なだめようというので、この保護規定が設けられておるが、しかしこの保護規定につきましては、委員会における運輸大臣の答弁——含みのある答弁でありましたが、これによつても、まつたく空文化することが約束されておる。こんなものを掲げられておりましても、一向に実効を發揮しないのであります。それゆえ、この多数の引継職員はひどい目にあうこと必定であります。それでわれわれは、この点からもまた反対せざるを得ないのであります。

らない。公共の利益にもならない。しかるに方交通の強化にもならない。かかるにもかかわらず、民自覚はこの拂下げを強行しようとした。会期は余すところ幾らもなくなつてから、にわかにこれを上程して来て、われくの要求する資料もほとんど出さない。そうして何でもかでもこれをやれといふ。われがいろいろな質問をなしたのに對して、政府当局も提案者も、氣に入つたような答弁は何一つない。何でもかでもこれを遁せといふ態度をとられる。

うに日本を再建しようととは思わないの
であります。われくは、観光によつ
て外國人のふところに寄生するような
植民地的日本をつくろうとすることに
は反対である。(拍手)これは自由業に
まかせておけばいいのであつて、國家
が大切なを振つてここに法規をつくる
というようなことは、笑いぐさになる
のであります。

かるのがゆえに、この両法案に対し
て、共産党は絶対に反対をいたしま
す。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) ただいまの田
中君の発言中に摘要という言葉があつ
た

第二点は、われくの抱いておりまする基本的理念から申しましても、同時にこの法案に反対せざるを得ないのであります。現在のわが國情における運輸事業の公共性から申しまして、少くとも國有國當ないしは日本國有鉄道公社のごとき独立採算のあるところの制度にするという線までが、國民各位の要望にこたえるゆえんであります。しかしながら、たとい地方鉄道についても、その中には、かなり幹線に近い鉄道の線路が含まれているので、拂下げに渴しまして、まつたく當利的な、

会計になつておる線路があるのであります。かくのごとき事情におきまして、もし諸君が、この法律案の中に盛られておりますように、あくまで公正妥当な値段で拂い下げるということを貫徹するならば、おそらく百億あるいはそれ以上の價格で拂下げを受けなければならぬのでありますけれども、かくのごとき價格の拂下げに應じようと/orする業者は、私はあるまいと思う。さらにもう、赤字になつたから拂い下げるといふ政府の答弁でありましたけれども、赤字であるような線路を拂い受けます。

しかも先ほど申しましたように毎日毎日、全般のこの私鉄の沿道の人々が、拂い下げるは困るという、まるで必死の反対運動が、陳情團が私たちの前に來るのである。これは皆さん百も御承知のことである。そういうふうに國民が反対する。しかもこれを決行してみて、國家も何も利益は得るところがない。こういうような愚劣なる案を何ゆえに强行しなければならぬか。そこにわけがある。あえて私はそのわけは言いませんけれども、古來ずっと今まで見ておりますと、鉄道の賣買については、とかくへんちくりんなことがつきまといややすいのであります。もしも、こうしたことがこれから行われようものなら、共産党は断じて承知はできない、監視する。

なおその次は通訳案内業法でありますが、全日本でたつた二百か三百の、通訳をつくるために國家試験を行ふことは何のことか。たつた二、三百人の通訳、これに國家試験をするということは、結局これはスイスの眞似をするにすぎない。われくは、スイスのよ

たようではありまするが、速記録を取調べ
べ、もし不穂当でありますれば適当に
処理をいたします。早川崇君。

〔早川崇君登壇〕

○早川崇君 私は、新政治協議会を代
表いたしまして、本法律案に反対の意
を表する次第であります。(拍手)

第一の反対理由は、かくのごとく全
国民的な反対を買つておりますところ
のこの法案の審議の手続の問題であり
ます。十七日に提案せられて、わざか
四日間の委員会において、廣く公聴会
を開くこともいたさないで、突然本会
議に上程せられました。きわめて非民
主的なかかる審議に対しまして、さら
に政府部内におきましても、この法案
に対しても幾多の異論があると聞いて
おります。これが民自党の提案となり
まして、提案せられました事情の内部
に伏在する理由は存しませんが、とに
かくかくも多数の反対が國民各位から
寄せられておる法案の、かくのことき
まず第一に私は反対せざるを得ないの
であります。

戰時中買い上げられた会社に全面的にこれを移譲するという、かくのこときをきわめて非進歩的な、きわめて反動的なこの法案に対しましては、根本理念においてわれ／＼は反対をせざるを得ないのであります。

第三には、財政的な面から申しまして、これまた反対せざるを得ないものであります。提案者のこの法案の提案理由といたしまする最も大きい理由は、財政的な面から日本の國家財政を助けるといふのであります。しかしながら諸君、すでにこの拂い下げられる会社の要望する價格は、わずか四億円という要望が出ておる。他方、政府の要望が三十七億。先ほど共産党の人も言わされました、資産を時價にはじきますと、百数十億円に上るところの價格になるわけであります。

今度拂下げを予定されておりますところの十社程度の線路でありますが、この線路の中には、阪和線とか、あるいは南武線とか、その他二、三の線路におきまして、すでに昨年度より黒字

かかる觀点から申しまして、この法律案に盛られおりますように、あくまでも公正にこれを実行しようとするのであれば、おそらくこの法案に應する会社は一つもなくなつて、何ら意味をなさない法律案になつてしまふと私は思ふ。そこに私は、この法案がある、あるいはその價格をめぐつていろいろなスキャンダル、あるいは評價があえられて非常な疑惑事件の危険すらあるとゆえんでありますて、かかる意味から申しまして、すでに黒字の鉄道が多いのだから、拂い下げたら、國家財政、鐵道会計が遂に今度は赤字になら申しまして、すでに公正妥当性を受けたる会社がないといふことになりますて、那邊にこの法律案の意図するところがあるかと、いふことを、私は疑わざるを得ないのであります。おそらく、これを一般的の受託者、國民大衆に轉嫁いたしまして、やれ旅客運賃を上げるとか、貨物運賃を

六十キロのところを百十キロほど遠
りしなければなりません。旅客に
いても貨物においても運賃の値上げ
必至であります。そのほか南武線そ
他の線において、幾多かくのごとき
線に類する私鉄をも拂い下げようと
て、私は、この法案の実際の意図が
たして那辺にあるかということを疑
ざるを得ないのでござります。

かかる觀点から申しまして、國家
政のためにもならない。もしたために
ろうとすると、これの買手がない。
らに黒字鉄道まで拂い下げようとい
ことになると、まさにこの法律案は
日本の現在の経済再建、あるいは國
財政の救済の意味において、まつた
無意味な法案である。あえてかくの
とく私鉄に拂い下げるによつて、
いろいろな混亂、労働者に対するい
いろな不安をここに生ずるがことを
意味なるこの拂下げ法案に対しま
して、私は新政治協議会を代表いたし
て、断固として反対の意を表明す

次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

まず日程第二、戦時中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案につき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参考氏名を点呼〕

○議長(幣原喜重郎君) 投票漏れはあります。投票箱閉鎖。開匣。閉鎖。

これより投票を計算いたさせます。

○議長(幣原喜重郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔参考投票を計算〕

投票総数 三百十三

可とするもの(白票) 二百十三

否とするもの(青票) 百

○議長(幣原喜重郎君) 右の結果、本案は委員長報告通り決しました。(拍手)

〔参考〕

廣川弘禪君外五名提出戦時中政府が買収した鉄道の譲渡に関する法律案を委員長報告通り決するを可とする議員の氏名

有田	二郎君	阿左美廣治君
淺香	忠雄君	青木
井手	光治君	孝義君
三朗君	浅利	青柳
平手	三郎君	一郎君

飯塚	定輔君	池田	正之輔君	生田	和平君	和吉君	平喜太郎君
石田	博英君	石原	圓吉君	池田	勇人君	東介君	荒木萬壽夫君
今泉	貞雄君	登君	直道君	稻田	與助君	豊吉君	小野
岩本	信行君	恒君	忠助君	鈴木	仙八君	弘君	孝君
宇田	安吉君	江花	眞澄君	千賀	勝利君	鐵藏君	北村
内海	静君	小川	平二君	正一君	勝利君	南好雄君	徳太郎君
小野瀬忠兵衛君	平澤佐重喜君	小澤佐重喜君	小川原政信君	明良君	仙八君	好雄君	秀二君
尾関	義一君	平澤佐重喜君	宇野秀次郎君	康治君	善幸君	宮原幸三郎君	三郎君
大石	武一君	大石	平二君	田嶋	好文君	眞澄君	運美君
大内	一郎君	大内	小高	田中	重彌君	元君	佐伯宗義君
大橋	武夫君	大橋	喜郎君	中	章君	元君	佐伯宗義君
岡崎	大和田義榮君	岡崎	喜郎君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
岡西	勝男君	岡西	喜郎君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
川端	武夫君	川端	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
神田	加藤隆太郎君	神田	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
鋤治	良作君	鋤治	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
片岡伊三郎君	明貞君	片岡伊三郎君	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
坂田	勝男君	坂田	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
志田	義一君	志田	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
佐瀬	昌三君	佐瀬	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
佐藤	重遠君	佐藤	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
佐久間	徹君	佐久間	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
川	舞二君	川	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
栗山	長次郎君	栗山	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
小金	義照君	小金	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
小玉	治行君	小玉	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
川本	末治君	川本	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
菅家	喜六君	菅家	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
菊池	義郎君	菊池	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
佐瀬	舞二君	佐瀬	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
佐藤	義郎君	佐藤	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
佐藤	英一君	佐藤	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
清水	秀世君	清水	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君
逸平君	親弘君	逸平君	茂君	高木	高木吉之助君	元君	佐伯宗義君

篠田	弘作君	濱谷	雄太郎君	牧野	寛策君	益谷	秀次君
首藤	新八君	白井	佐吉君	松井	豊吉君	松浦	東介君
庄司	一郎君	周東	英雄君	松木	弘君	松田	鐵藏君
鈴木	明良君	昇君	昇君	佛骨君	昇君	坂口	主税君
鈴木	善幸君	高木	高木	善幸君	高木	佐伯	宗義君
鈴木	好文君	高木	高木	好文君	高木	佐伯	宗義君
鈴木	英吉君	高木	高木	英吉君	高木	佐伯	宗義君
鈴木	繁君	高木	高木	繁君	高木	佐伯	宗義君
鈴木	等君	高木	高木	等君	高木	佐伯	宗義君
鈴木	式君	高木	高木	式君	高木	佐伯	宗義君
鈴木	實君	高木	高木	實君	高木	佐伯	宗義君
鈴木	宗明君	高木	高木	宗明君	高木	佐伯	宗義君
鈴木	龍野喜一郎君	高木	高木	龍野喜一郎君	高木	佐伯	宗義君
森	曉君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山口	好一君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	若林	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
島田	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村	新治郎君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
渡邊	良夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
逢澤	寛君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
大西	頼夫君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
吉武	惠市君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
若林	義孝君	高木	高木	高木	高木	佐伯	宗義君
山村							

浦口 鉄男君 北 二郎君

○議長(幣原喜重郎君) 次に日程第三につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第四 公証人法等の一部を改正する法律

付

○議長(幣原喜重郎君) 日程第四、公証人法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長花村四郎君。

公証人法等の一部を改正する法律案

公証人法等の一部を改正する法律

第一條 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

「地方裁判所」を「法務局又ハ地方法務局」に、「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方法務局長」に、「其ノ所屬スル法務局又ハ地方法務局」に、「所屬地方法務局長」を「其ノ所屬スル法務局又ハ地方法務局長」に改める。

第七條第三項中「勅令」を「政令」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄区域内ニ公證人ナキ場合又ハ公證人其ノ職務

ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テハ法務總裁ハ當該法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ニ勤務スル法務府事務官ヲシテ管轄區域内に於テ公證人ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第九條中「事務ヲ取扱フ判事又ハ裁判所書記」を「職務ヲ行フ法務府事務官」に改める。

第十條第一項但書を削り、同條第二項を次のように改める。

各法務局又ハ地方法務局ニ所屬スル公證人ノ員數ハ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄區域毎ニ法務總裁之ヲ定ム

第十三條 裁判官(簡易裁判所判事ヲ除ク)、檢察官(副檢事ヲ除ク)又ハ辯護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及實地修習ヲ經シテ公證人ニ任セラルコトヲ

第十四條第四号中「懲戒ノ處分」を得多年法務ニ携ハリ公證人ノ職務ニ必要ナル學識經験ヲ有スル者ニシテ公證人審査會ノ選考ヲ經タル者亦同シ

第十五條第二項中「所屬地方裁判所ヲ管轄スル控訴院ニ於ケル懲戒委員會」を「公證人審査會」に改める。

第十八條第三項を削る。

第十九條第二項を次のように改める。

身元保證金ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ請求シタルトキハ其ノ證書ヲ提出セシメ其ノ權限ヲ證明セシメタルコトヲ削り、同條第五号中「第三者ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ權限ヲ證明セシメタルコトヲ」を第三者ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ

第二十四條第一項中「筆生」を「書記」に改める。

第二十五條第一項中「又ハ豫審判事」を削る。

第二十八條第二項を次のように改め、同條第五項非サル事實ニ付及び同條第五項を削る。

公證人囑託人ノ氏名ヲ知ラヌ又ハ之ト面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑證明書ノ提出其ノ他確實ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ證明セシムルコトヲ要ス

第三十二條第二項を次のように改める。

前項ノ證書カ認證ヲ受ケサル私署證書ナルトキハ其ノ證書ノ外官公署ノ作成シタル印鑑又ハ署名ニ關スル證明書ヲ提出セシメ正ナルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條第四項中「及立會人」、同條第五項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」及び同條第六項を削る。

第四十條第一項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

第四十一條第一項を次のように改め、同條第二項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

第四十二條第一項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

第四十三條第一項中「及立會人」を削る。

第四十四條第一項中「正本又ハ謄本」を「正本又ハ謄本」に改める。

第四十五條第一項中「證書」を「證書ノ正本若ハ謄本」に、同條第二項中「謄本」を「正本又ハ謄本」に改める。

第四十六條第一項中「證書」を「證書ノ正本若ハ謄本」に、同條第二項中「謄本」を「正本又ハ謄本」に改める。

第四十七條第一項中「證書」を「證書ノ正本若ハ謄本」に、同條第二項中「謄本」を「正本又ハ謄本」に改める。

第四十八條第一項中「證書」を「證書ノ正本若ハ謄本」に、同條第二項中「謄本」を「正本又ハ謄本」に改める。

第四十九條第一項中「證書」を「證書ノ正本若ハ謄本」に、同條第二項中「謄本」を「正本又ハ謄本」に改める。

第五十條第一項中「證書」を「證書ノ正本若ハ謄本」に、同條第二項中「謄本」を「正本又ハ謄本」に改める。

第五十一條第一項中「證書」を「證書ノ正本若ハ謄本」に、同條第二項中「謄本」を「正本又ハ謄本」に改める。

タルトキ」に改め、同條第六号及び第七号を次のように改める。

六 印鑑證明書ノ提出セシメタルトキハ其ノ他確實ナル方法ニ依リ人達ナキコトヲ證明セシメタルトキハ其ノ旨署名ニ關スル證明書ヲ提出セシメテ證明書ノ眞正ナルコトヲ證明セシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由

第七 第三十二條第二項但書ノ場合ハ其ノ旨及其ノ事由

第三十七條第三項中「壹貳參」を第三十八條第二項中「其ノ文字」を「其ノ字數」に改め、同項及び同條第三項中「壹貳參」に改める。

第三十九條第四項中「及立會人」、同條第五項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

第四十條第一項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

第四十一條第一項を次のように改め、同條第二項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

第四十二條第一項ノ規定ハ囑託人又ハ其ノ代理人及立會人カ證書ノ正本ノ交付及第五項、第三十一條、第三十二條第一項及第二項並第四十四條第三項及第四項」を「及第二項、第三十一條、第三十二條第一項並第三項」に改め、同項中「及第四項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第四十三條第一項ノ規定ハ囑託人又ハ其ノ代理人及立會人カ證書ノ正本ノ交付及第五項、第三十一條、第三十二條第一項及第二項並第四十四條第三項及第四項」を「及第二項、第三十一條、第三十二條第一項並第三項」に改め、同項中「及第四項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第四十四條第一項ノ規定ハ囑託人又ハ其ノ代理人及立會人カ證書ノ正本ノ交付及第五項、第三十一條、第三十二條第一項並第三項」に改め、同項中「及第四項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第四十五條第一項ノ規定ハ囑託人又ハ其ノ代理人及立會人カ證書ノ正本ノ交付及第五項、第三十一條、第三十二條第一項並第三項」に改め、同項中「及第四項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第四十六條第一項ノ規定ハ囑託人又ハ其ノ代理人及立會人カ證書ノ正本ノ交付及第五項、第三十一條、第三十二條第一項並第三項」に改め、同項中「及第四項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第四十七條第一項ノ規定ハ囑託人又ハ其ノ代理人及立會人カ證書ノ正本ノ交付及第五項、第三十一條、第三十二條第一項並第三項」に改め、同項中「及第四項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第四十八條第一項ノ規定ハ囑託人又ハ其ノ代理人及立會人カ證書ノ正本ノ交付及第五項、第三十一條、第三十二條第一項並第三項」に改め、同項中「及第四項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第四十九條第一項ノ規定ハ囑託人又ハ其ノ代理人及立會人カ證書ノ正本ノ交付及第五項、第三十一條、第三十二條第一項並第三項」に改め、同項中「及第四項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第五十條第一項ノ規定ハ囑託人又ハ其ノ代理人及立會人カ證書ノ正本ノ交付及第五項、第三十一條、第三十二條第一項並第三項」に改め、同項中「及第四項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第五十一條第一項ノ規定ハ囑託人又ハ其ノ代理人及立會人カ證書ノ正本ノ交付及第五項、第三十一條、第三十二條第一項並第三項」に改め、同項中「及第四項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第五十二條第一項ノ規定ハ囑託人又ハ其ノ代理人及立會人カ證書ノ正本ノ交付及第五項、第三十一條、第三十二條第一項並第三項」に改め、同項中「及第四項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第五十三條第一項ノ規定ハ囑託人又ハ其ノ代理人及立會人カ證書ノ正本ノ交付及第五項、第三十一條、第三十二條第一項並第三項」に改め、同項中「及第四項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

に改め、同條第四項を削る。

第四十五條を次のように改める。

第十四條 公證人ハ證書原簿ヲ調製スヘシ

第十五條第一項第二項中「住所及第」及び「及事務所」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第十六條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第十七條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第十八條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第十九條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第二十條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第二十一條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第二十二條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第二十三條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第二十四條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第二十五條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第二十六條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第二十七條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第二十八條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第二十九條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

第三十條第一項第二項中「前二項」を削り、同條第三項中「前二項」を削る。

官報号外 昭和二十四年五月二十三日 業議院会議録第三十六号 公證人法等の一部を改正する法律案

二十九條に規定する公民館運営審議会の委員をもつて充てることができる。

(社会教育委員の職務)

第十七條 社会教育委員は、社会教育に關し教育長に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育方策を立案し、提出すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に應じ、これに対し、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

(社会教育委員の定数等)

第十八條 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、條例で定める。

2 都道府縣又は市町村が前項の條例を制定するには、教育委員会法

(昭和二十三年法律第百七十号)第六十一條から第六十三條までの例による。

(社会教育委員の実費弁償)

第十九條 地方公共團体は、社会教育委員に対し、報酬及び給料を支給しない。

2 地方公共團体は、社会教育委員がその職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

3 前項の費用については、教育委員会法第三十一條第三項の規定を準用する。

第四章 公民館

(目的)

第二十條 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化

に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を國り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄與することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一條 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四條の規定により設立する法人(この章中以下「法人」という。)でなければ設置することができる。

(公民館の事業)

第二十二條 公民館は、第二十條の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一 定期講座を開設すること。

二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

四 体育、レクリエーション等に關する集会を開催すること。

五 各種の團体、機關等の連絡を図ること。

六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三條 公民館は、次の行爲を行つてはならない。

一 もつばら營利的目的として事業を行い、特定の營利事業に公

民館の名称を利用させその他營

利事業を援助すること。

二 特定の政黨の利害に關する事業を行い、又は公私との選舉に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教團を支持してはならない。

(公民館の設置)

2 前項の條例については、第十八條第二項の規定を準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九條 公民館に公民館運営審議会を置く。

(公民館運営審議会の委員会)

2 市町村が公民館を設置しようとするときは、條例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

(公民館の認可)

第二十五條 市町村が公民館を設置、又は廃止したときは、その旨を都道府縣の教育委員会に報告しなければならない。

(法人公民館の認可)

第二十六條 法人の設置する公民館の設置及び廢止並びに設置者の変更は、都道府縣の教育委員会の認可を受けなければならない。

2 前項の報告及び前項の認可に必要な事項は、都道府縣の教育委員会規則で定める。

(公民館の職員)

第二十七條 公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(公民館の職員)

2 前項第二号に掲げる委員の委嘱者は、それぞれの團體又は機關において互選その他の方法により推薦された者について行うものとす

(学識経験者)

2 前項第二号に掲げる委員の委嘱者は、それぞれの團體又は機關において互選その他の方法により推薦された者について行うものとす

(第一項第三号に掲げる委員に付ける)

2 第一項第三号に掲げる委員に付ける

(公)

2 第一項第三号に掲げる委員に付ける

(第一項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項

教育委員会が任命する。

前項の規定による館長の任命に關しては、市町村の教育委員会は、あらかじめ、第二十九條に規定する公民館運営審議会の意見を聞かなければならない。

第三十二条 第十九條の規定は、市町村の設置する公民館の公民館運営審議会の委員に準用する。

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のため、特別の基本財産又は積立金を設けることができる。

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

第三十五条 国庫は、公民館を設置する市町村に對し、予算の定める八條第二項の規定を準用する。

第三十六条 前條の規定により國庫が補助する場合の補助金の交付は、公民館を設置する市町村の左の各号の経費の前年度における精算額を基準として行うものとする。

第三十七条 前項の規定によつては、市町村の長若しくは、その補助機關たる職員又は市町村議会の議員を委嘱することができる。

一 公民館の職員に要する経費

二 公民館における基本的事業に要する経費

は、市町村の條例で定める。

5 前項の條例については、第十八條第二項の規定を準用する。

第三十二条 第十九條の規定は、市町村の設置する公民館の公民館運営審議会の委員に准用する。

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のため、特別会計を設けることができる。

第三十四条 公民館を設置する市町村に對し、予算の定める八條第二項の規定を準用する。

第三十五条 国庫は、公民館を設置する市町村に對し、予算の定めるところに從い、その運営に要する経費の補助その他必要な援助をすることができる。

第三十六条 前條の規定により國庫が補助する場合の補助金の交付は、公民館を設置する市町村の左の各号の経費の前年度における精算額を基準として行うものとする。

第三十七条 前項の規定によつては、市町村の長若しくは、その補助機關たる職員又は市町村議会の議員を委嘱することができる。

一 公民館の職員に要する経費

二 公民館における基本的事業に要する経費

要な事項については、政令で定める。

(郵便料金の特別取扱)

第五十五条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法(昭和二十一年法律第百六十号)の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。(通信教育の廃止)

第五十六条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその條件を変更しようとするときは、文部大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可に關しては、第五十二条第三項の規定を準用する。(報告及び措置)

第五十七条 文部大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。(認定の取消)

第五十八条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関する事項は、第五十二条第三項の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。この法律施行の際現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置せられるまでの間、この法律中「市町村の

教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

改正する。

3 地方自治法の一部を次のように改正する。

4 第二条第三項第五号中「図書館、」の下に「公民館、」を加える。

5 この法律施行前通信教育認定規程(昭和二十一年文部省令第二十二号)により認定を受けた通信教育は、第五十二条第一項の規定により、認定を受けたものとみなす。

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年五月二十日

社会教育法案

5 この法律施行前に認定を受けた通信教育が施行されるまでの間、図書館に關しては、

第九條第二項の規定にかかるらず、なお從前の例による。

一 社会教育に必要な指導及び助

2 二 社会教育委員の委嘱に関する事務を行ふこと。

三 公民館の設置及び管理に関する事務を行ふこと。

四 所管に屬する図書館、博物館その他の社会教育に関する施設の設置及び管理に関する事務を行ふこと。

五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関する事務。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事務。

七 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関する事務。

八 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関する事務。

九 運動会、競技会その他の体育指導のための集会の開催及びその奨励に関する事務。

るところにより、地方公共團体に對し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつ旋を行うことができる。

第五條 市(特別区を含む。以下同じ)町村の教育委員会は、社会教育に関する事務。

第六條 市町村の教育委員会は、

教育委員会の事務。

第七條 市町村の教育委員会は、社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、左の事務を行う。

第八條 市町村の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第九條 市町村の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育委員会は、

教育委員会は、

第六條 都道府県の教育委員会は、

社会教育に關し、當該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前

條各号の事務(第三号の事務を除く)を行ふ外、左の事務を行ふ。

第七條 都道府県の教育委員会は、同項各号に

うから委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に

設置された各学校の長

係體の代表者

三 学識経験者

四 都道府県の教育委員会が

行う事務。

五 都道府県の教育

なければならない。
前項の報告に必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(法人公民館の認可)

第二十六條 法人の設置する公民館の設置及び整備並びに設置者の変更は、○都道府県の教育委員会に届け出認可を受けなければならない。

2 前條の報告及び前項の認可に必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

第三十條 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、左の各号に掲げる者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

一 当該市町村の区域内に設置された各学校の長
二 当該市町村の区域内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、社会事業等に関する団体又は機関で第二十條の目的達成に協力するものを代表する者

三 学識経験者
2 前項第二号に掲げる委員の委嘱は、それぞれの団体又は機関において恒定のその他の方法により推薦された者について行うものとする。

3 第一項第三号に掲げる委員には、市町村の長若しくはその補助機関たる職員又は市町村議会の議員を委嘱することができる。
4 第一項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

5 前項の條例については、第十八條第二項の規定を準用する。

(公民館の補助その他の援助)

第三十五條 國庫は、公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところに従い、その運営に要する経費の補助その他必要な援助を行ふこととする。

第六章 学校施設の利用

(適用範囲)
第四十四條 社会教育のためにする國立又は公立の学校(この章中以下「学校」という。)の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十五條 学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、國立学校にあつては文部大臣、公立の大学にあつては設置者である地方公共團体の長、大學以外の公立学校にあつては設置者である地方公共團体に設置されている教育委員会をいう。

3 公民館の事業の停止その他の理由により、第二十條に掲げる目的を達成することができなくなつたとき。

二 第二十六條第二項に規定する都道府県の教育委員会規則に違反したとき。

三 公民館の事業の停止その他の理由により、第二十條に掲げる目的を達成することができなくなつたとき。

(罰則)
第四十二條 第四十條の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十三條 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができます。

2 前項の施設の運営その他に關しては、第三十九條の規定を準用する。

る学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同條第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に關する必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第四十九條 学校の管理機関は、それぞれの管理に屬する学校に対して、その教員組織及び学校の施設の状況に應じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会學級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を次めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に關し、專門講座は、成人の専門的學術知識に關し、夏期講座は、夏期休暇中、成人的一般的教養又は専門的學術知識に關し、それぞれ大学又は高等学校において開設する。

3 社會學級講座は、成人的一般的教養に關し、小学校又は中学校において開設する。

4 第一項に規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、國又は地方公共團體が負担する。

第五十一条 文部大臣が、第一項の規定により、認定を受けようとするときは、文部大臣の定めるところにより、文部大臣に申請しなければならない。

2 認定を受けようとする者は、文部大臣が、第一項の規定により、認定を受けようとするときは、あらかじめ、通信教育審議会に諮詢しなければならない。

3 文部大臣が、第一項の規定により、認定を受けようとするときは、あらかじめ、通信教育審議会に諮詢しなければならない。

4 第一項に規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、國又は地方公共團體が負担する。

(通信教育の定義)

第五十二条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑應答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならぬ。

(通信教育の認定)

第五十三条 文部大臣は、学校又は民間第三十四條の規定による法人の行う通信教育で社会教育上獎励すべきものについて、通信教育の認定(以下「認定」という。)を與えることができる。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならぬ。

(通信教育の認定)

第五十四条 文部大臣は、学校又は民間第三十四條の規定による法人の行う通信教育で社会教育上獎励すべきものについて、通信教育の認定(以下「認定」という。)を與えることができる。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならぬ。

(通信教育の認定)

第五十五条 文部大臣は、認定を申請する者から手数料を徵收することができる。但し、國立又は公立の学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

2 前項の手数料の額は、一課程につき、一千円以上三千円以下の範囲において、文部大臣が定める。

(通信教育審議会)

第五十六条 文部省に通信教育審議会を置く。

2 通信教育審議会は、文部大臣の諸間に應じ、通信教育に関し、必要な事項を調査審議する。

3 通信教育審議会は、前項の事項について、文部大臣に建議することができる。

4 通信教育審議会の委員は、学識経験者のうちから、文部大臣が委嘱する。

5 通信教育審議会の組織その他必要な事項については、政令で定める。

(郵便料金の特別取扱)

第五十五条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。(通信教育の廃止)

第五十六条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその條件を変更しようとするときは、文部大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならぬ。前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。(報告及び措置)

第五十七条 文部大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。(認定の取消)

第五十八条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした处分に違反したときは、文部大臣は、認定

を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関する事項は、第五十二条第三項の規定を準用する。

附 則

2 この法律施行の際現に教育委員会の置かれていない市町村については、教育委員会が設置せられるまでの間、この法律中「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

5 この法律施行前通信教育認定規程(昭和二十二年文部省令第二十二号)により認定を受けた通信教育は、第五十二条第一項の規定により、認定を受けたものとみなす。

○原彪君登壇 社会教育法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔原彪君登壇〕
○原彪君登壇 社会教育法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

具体的に現われて來なかつたのであります。従つて本法案は、國及び地方公共團体の社會教育に関する任務を明らかにするとともに、社會教育の体系を確立するため社會教育に法的根拠を與える必要がありますのでここに提案された次第でございます。

本法案の内容といしましては、第一に、すでに発足いたしましたところの都道府縣及び市町村の教育委員会が、社會教育、すなわち主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動、これには体育及びレクリエーション等も含むのであります、その教育活動においていかなる権限と任務を持つべきかということについては明確を欠いておつたのであります。この際本法において、できるだけ具体的に國及び地方公共團体の社會教育に関する事務内容を明確にしようとするものでございます。

本法案は、去る五月二十日参議院より本院に送付され、文部委員会に付託せられたのであります。本委員会におきましては、きわめて慎重審議を重ねたのであります。しかして、共産党を代表して渡部義通君の反対意見をもつて討論を終局し、次いで採決いたしました結果、賛成絶対多数をもちました。

○原彪君登壇 さて、本案は原案通り可決せられたのであります。詳しくは速記録によつて御承知願います。

○原彪君登壇 右御報告申し上げます。(拍手)
○譲長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。渡部義通君。

○渡部義通君 社会教育法案に対する日本共産党的反対意見を述べます。
本議案は、大幅な修正を経て参議院から送付されたものでありまして、参議院の送付案は、文部大臣あるいは教育長の社會教育に対する統制を多少とも緩和した意味では、数歩進歩的なものになつたのであります。しかしながら、問題はいかなる社會教育を行うの

に対する助言を行い、あるいは諸間に答える機関としております。

第四に、公民館の目的、事業、運営の総合中心施設として発達するよう規定してあります。詳しく述べます。これは、一方では軍國主義的あるいは專制主義的な傾向を排除し、他方では國民の文化的な生活を高め、その思想及び政治上における自由を助成し、民主主義を助成し、また恒久平和に協力するという方向でなければならぬのであります。しかし、この

ような教育は、実は現在労働階級を中心とするところの勤労大衆の間で、最初とするところの勤労大衆の間で、自主的に、積極的に、最も廣く行われる所以であります。この勤労大衆の意欲と創意性と活動を十分に展開し、十分に助成することなくしては、今申し上げたような社會教育は絶対に行われ得ないのであります。

労働階級を先頭とするところの、この社会教育の基礎でなければなりません。ところが本法案の中には、依然としてこの勤労大衆の意欲と創意性と活動を十分に取上げるような精神はどこにも貫かれてないであります。そこにはやはり依然として、當局の社會教育に対する統制という精神があるのであります。これが反対の第一の理由であります。

では、當局はどのような立場から

か、當局が行おうとするところの社會教育の根本目標がどこにあるかといふ問題であります。當局は、この問題について、委員会において何ら肯定に値するような答弁をなしておられます。

現在の日本がほんとうに必要とするに対する財政的援助をなし得る道を開き、公民館が眞に市町村の社會教育上その総合中心施設として発達するよう規定してあります。

第五に、社會教育の有力な手段である通信教育に種々な利便を與えて、通信教育の発達をはかるように定めてあります。

本法案は、去る五月二十日参議院より本院に送付され、文部委員会に付託せられたのであります。本委員会におきましては、きわめて慎重審議を重ねたのであります。しかし、この際本法において、できるだけ具体的に國及び地方公共團体の社會教育に関する事務内容を明確にしようとするものでございます。

本法案は、去る五月二十日参議院より本院に送付され、文部委員会に付託せられたのであります。本委員会におきましては、きわめて慎重審議を重ねたのであります。しかし、この際本法において、できるだけ具体的に國及び地方公共團体の社會教育に関する事務内容を明確にしようとするものでございます。

地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

地方税法目次第一章第三節中第二款の次に「第三款 滞納処分」を加える。

第十一条中「標準賦課率をこえて課税してはならない。」を「標準賦課率で課税しなければならない。」に改める。

第十三条本文中「これらの附加税並びに遊興飲食税割」を「並びにこれらの附加税」に改め、同條第十五号中「農業共済組合」の下に「農業保險組合」を加え、第十三号の次に次の一號を加える。

第十八條第二項中「道府縣知事又は」を削る。

第十九條中「市町村長又は」を削る。

第二十一条第一項中「受けた日」の下に「(年税又は期税で納期を分けたものについては、第一期分の徵稅令書には徵稅令書の交付を受けた日)」を加え、同條に次の但書を加える。

但し、第五十一條の規定による配当に基く道府縣民税の賦課については、市町村長に異議の申立をしなければならない。

同條第三項中「受けた日」の下に「(第一期分の徵稅令書を受けた日)」を加える。

同條第四項中「前項の場合」を「第一項但書及び前項の場合」に改め、同條第六項中「市町村長又は」を削り、同條第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

第一項及び第三項から第六項までの規定による異議の申立、訴願又は出訴があつても、税金の徵收は、これを停止しない。但し、道府縣知事又は市町村長は、職權により又は関係人の請求により必要があると認めるときは、これを停止することができる。

第二十二条第一項中「道府縣知事若しくは及び市町村長若しくは」を削り、同項に次の但書を加える。

若しくは「及び市町村長若しくは」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、第二十七条の規定により税金を徵收するときは、この限りでない。

第二十四条 削除

第二十六條第二項及び第三項を次のように改める。

第三條第一項第五号中「電話加入権稅割」を削り、「電話加入稅」を「電話稅」に、「電話加入稅附加税」を「電話稅附加税」に改め、第七

2 附加税又は都市計画税たる市町税のうち、本税の課稅標準が決定しなければ賦課することができないものの時効は、その課稅標準决定の日から進行する。

3 この法律の規定による地方税納期限変更告知書又は督促状の交付をいう。は、民法第百五十三條の規定にかわらず、時効中断の効力を有する。

第二十七條第二項を次のように改める。

前項の規定により納期前に税金を徵收しようとするときは、道府縣徵稅吏員又は市町村徵稅吏員は、納期限変更告知書を發しなければならない。

第二十四条第一項第一号中「入湯稅割」、第九号中「音稅割」及び第十号中「廣告稅割」を削る。

第四十一条中「道府縣知事若しくは」及び「市町村長若しくは」を削る。

金の取扱いに、同條中「税金」を「地方團體の徵收金」に改める。

第三十三條及び第三十四條中「又は事務所」を「事務所又は業務所」に、第三十五條中「若しくは事業所」を「事務所若しくは業務所に、「及

び事業所」を「事業所及び事務所に改める。

一 第二十二条の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに督促手数料及び税金を完納しないとき。

二 第二十七条第一項第一号、第四号及び第七号の場合において、納稅者が納期限変更の告知を受け、その納期限までに税金を完納しないとき。

三 附加税又は都市計画税たる市町税のうち、本税の課稅標準が決

定しなければ賦課することができないものの時効は、その課稅標準は、道府縣徵稅吏員又は市町村徵稅吏員は、納稅者の財産を差押えなければならない。

四 第二十二条の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに督促手数料及び税金を完納しないとき。

五 第二十七条第一項第一号、第四号及び第七号の場合において、納稅者が納期限変更の告知を受け、その納期限までに税金を完納しないとき。

六 第二十二条の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに督促手数料及び税金を完納しないとき。

第七号中「廣告稅割」を削る。

第八号中「入湯稅割」及び

第九号中「音稅割」を削る。

第十号中「廣告稅割」を削る。

第十一号中「遊興飲食稅割」及び

第十二号中「音稅割」を削る。

第十三号中「音稅割」及び

第十四号中「音稅割」を削る。

第十五号中「音稅割」及び

第十六号中「音稅割」を削る。

第十七号中「音稅割」及び

第十八号中「音稅割」を削る。

第十九号中「音稅割」及び

第二十号中「音稅割」を削る。

第二十一号中「音稅割」及び

第二十二号中「音稅割」を削る。

第二十三号中「音稅割」及び

第二十四号中「音稅割」を削る。

第二十五号中「音稅割」及び

第二十六号中「音稅割」を削る。

第二十七号中「音稅割」及び

第二十八号中「音稅割」を削る。

第二十九号中「音稅割」及び

第三十号中「音稅割」を削る。

第三十一号中「音稅割」及び

第三十二号中「音稅割」を削る。

第三十三号中「音稅割」及び

第三十四号中「音稅割」を削る。

第三十五号中「音稅割」及び

第三十六号中「音稅割」を削る。

第三十七号中「音稅割」及び

第三十八号中「音稅割」を削る。

第三十九号中「音稅割」及び

第四十号中「音稅割」を削る。

第四十一号中「音稅割」及び

第四十二号中「音稅割」を削る。

第四十三号中「音稅割」及び

第四十四号中「音稅割」を削る。

第四十五号中「音稅割」及び

第四十六号中「音稅割」を削る。

第四十七号中「音稅割」及び

第四十八号中「音稅割」を削る。

第四十九号中「音稅割」及び

第五十号中「音稅割」を削る。

第五十一号中「音稅割」及び

第五十二号中「音稅割」を削る。

第五十三号中「音稅割」及び

第五十四号中「音稅割」を削る。

第五十五号中「音稅割」及び

第五十六号中「音稅割」を削る。

第五十七号中「音稅割」及び

第五十八号中「音稅割」を削る。

第五十九号中「音稅割」及び

第六十号中「音稅割」を削る。

第六十一号中「音稅割」及び

第六十二号中「音稅割」を削る。

第六十三号中「音稅割」及び

第六十四号中「音稅割」を削る。

第六十五号中「音稅割」及び

第六十六号中「音稅割」を削る。

第六十七号中「音稅割」及び

第六十八号中「音稅割」を削る。

第六十九号中「音稅割」及び

第七十号中「音稅割」を削る。

第七十一号中「音稅割」及び

第七十二号中「音稅割」を削る。

第七十三号中「音稅割」及び

第七十四号中「音稅割」を削る。

第七十五号中「音稅割」及び

第七十六号中「音稅割」を削る。

第七十七号中「音稅割」及び

第七十八号中「音稅割」を削る。

第七十九号中「音稅割」及び

第八十号中「音稅割」を削る。

第八十一号中「音稅割」及び

第八十二号中「音稅割」を削る。

第八十三号中「音稅割」及び

第八十四号中「音稅割」を削る。

第八十五号中「音稅割」及び

第八十六号中「音稅割」を削る。

第八十七号中「音稅割」及び

第八十八号中「音稅割」を削る。

第八十九号中「音稅割」及び

第九十号中「音稅割」を削る。

第九十一号中「音稅割」及び

第九十二号中「音稅割」を削る。

第九十三号中「音稅割」及び

第九十四号中「音稅割」を削る。

第九十五号中「音稅割」及び

第九十六号中「音稅割」を削る。

第九十七号中「音稅割」及び

第九十八号中「音稅割」を削る。

第九十九号中「音稅割」及び

第一百号中「音稅割」を削る。

第一百一号中「音稅割」及び

第一百二号中「音稅割」を削る。

第一百三号中「音稅割」及び

第一百四号中「音稅割」を削る。

第一百五号中「音稅割」及び

第一百六号中「音稅割」を削る。

第一百七号中「音稅割」及び

第一百八号中「音稅割」を削る。

第一百九号中「音稅割」及び

第一百十号中「音稅割」を削る。

第一百十一号中「音稅割」及び

第一百十二号中「音稅割」を削る。

第一百十三号中「音稅割」及び

第一百十四号中「音稅割」を削る。

第一百十五号中「音稅割」及び

第一百十六号中「音稅割」を削る。

第一百十七号中「音稅割」及び

第一百十八号中「音稅割」を削る。

第一百十九号中「音稅割」及び

第一百二十号中「音稅割」を削る。

第一百二十一号中「音稅割」及び

第一百二十二号中「音稅割」を削る。

第一百二十三号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百二十五号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百二十六号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百二十七号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百二十八号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百二十九号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百三十号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百三十一号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百三十二号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百三十三号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百三十四号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百三十五号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百三十六号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百三十七号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百三十八号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百三十九号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百四十号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百四十一号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百四十二号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百四十三号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百四十四号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百四十五号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百四十六号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百四十七号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百四十八号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百四十九号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百五十号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百五十一号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百五十二号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百五十三号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百五十四号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百五十五号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百五十六号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百五十七号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百五十八号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百五十九号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百六十号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百六十一号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百六十二号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百六十三号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百六十四号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百六十五号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百六十六号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割」を削る。

第一百六十七号中「音稅割」及び

第一百二十四号中「音稅割

七 勳章その他榮典の標章
八 滞納者及びその同居の親族の修学上必要な書籍及び器具

九 発明又は著作に係る物であつて、まだ公表しないもの

第四十五條の五 左に掲げる物件は、滯納者が他に督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金に充てるに足る物件を提供するときは、その選択によつて差押えないものとする。

一 農業に必要な器具、種子、肥料、牛馬及びその飼料

二 農業に必要な器具及び材料（財産の搜索）

第三十五條の六 道府縣徵稅吏員

又は市町村徵稅吏員が財産を差押えようとするときは、滯納者の家屋、倉庫等を捜索し、又は錠をはずし、封を開きその他捜索に必要な処分をすることができる。滯納者の財産を占有する第三者がその財産の引渡しを拒んだとき、又は第三者が滯納者の財産を隠匿している疑がある場合において、その第三者についても、また、同様とする。（立会人）

2 前項の規定による処分は、日出から日没までの間にこれをしなければならない。

第三十五條の七 前條第一項の規定による処分をするときは、滯納者若しくは前條第一項の第三者又は使用者を立ち合わせなければならぬ。但し、これらの者を立ち合はない。

第三十五條の八 滞納者及びその同居の親族の修学上必要な書籍及び器具

第三十五條の九 差押えるべき財産（共有財産の差押）

2 前項の規定による処分をするときは、滯納者の持分に係るときは、滯納者の持分について差押え、その持分の定がないときは、持分が等しいものとして差押えなければならない。

第三十五條の十 差押えるべき財産（滯納処分の嘱託）

第三十五條の十一 差押えるべき財産

わせることができないときは、成年者二人以上又は警察官若しくは警察吏員を立ち合わせなければならぬ。

（差押調書の作成）

第三十五條の八 道府縣徵稅吏員又は市町村徵稅吏員は、財産を差押えたときは、左に掲げる事項を記載した差押調書を作成してこれに記名押印しなければならない。前

條の規定により立ち合わせた場合においては、立会人をして差押調書に記名押印させなければならぬ。但し、立会人が記名押印を拒み、又は記名押印することができないときは、その事由を附記しなければならない。

一 滯納者の氏名及び住所又は居所

二 差押財産の名称、数量、性質、所在、見積價格その他重要な事項

三 差押の事由

年月日

2 差押調書を作成したときは、その賃木を滯納者及び立会人に交付しなければならない。但し、債権及び所有権以外の財産権のみを差押えたときは、この限りでない。

（共有財産の差押）

2 前項の規定による処分は、日出から日没までの間にこれをしなければならない。

第三十五條の九 差押えるべき財産（立会人）

第三十五條の七 前條第一項の規定による処分をするときは、滯納者若しくは前條第一項の第三者又は使用者を立ち合わせなければならぬ。但し、これらの者を立ち合わせなければならぬ。但し、これらの者を立ち合はない。

第三十五條の八 滞納者及びその同居の親族の修学上必要な書籍及び器具

第三十五條の九 差押えるべき財産（共有財産の差押）

2 前項の規定による処分をするときは、滯納者の持分に係るときは、滯納者の持分について差押え、その持分の定がないときは、持分が等しいものとして差押えなければならない。

第三十五條の十 差押えるべき財産（滯納処分の嘱託）

第三十五條の十一 差押えるべき財産

が、当該地方團体の区域外にあるときは、その財産所在の地方團体の徵稅吏員に滯納処分を嘱託することができる。

第三十五條の八 滞納者及び差押をされたときは、その旨を債務者に通知しなければならない。

第三十五條の九 差押するべき財産の価格が督促手数料、延滞金、滯納処分費及び税金の金額を限度の嘱託に、これを準用する。

（執行の中止）

第三十五條の十一 差押えるべき財産の価格が督促手数料、延滞金、滯納処分費及び第二十六條第三項の規定により地方税に対し先取すべき債権額を控除して残余を得る見込がないときは、滯納処分の執行を中止しなければならない。

（質物の引渡）

第三十五條の十二 滞納者の財産を差押えるに当りその財産中に質権の設定された物があるときは、その質権者は、質権設定の時期にかかるらず、質物を道府縣徵稅吏員又は市町村徵稅吏員に引き渡さなければならぬ。

（動産及び有價証券の差押）

第三十五條の十五 動産及び有價証券の差押は、道府縣徵稅吏員又は市町村徵稅吏員が占有して、これを中止しなければならない。

（不動産又は船舶の差押）

第三十五條の十七 債権及び所有権以外の財産権を差押えるときは、その旨を権利者に通知しなければならない。

（債権及び所有権以外の財産権の差押）

第三十五條の十八 不動産又は船舶を差押えるときは、これを権利者に登記又は登録を必要とするものとして登記又は登録を関係行政機関に嘱託しなければならない。その抹消又は変更についても、また、同様とする。

（不動産又は船舶の差押）

第三十五條の十九 質権又は抵當権が設定されている財産を差押えた

して、これを返還しなければならない。（詐害行為の取消請求）

免れるためにその財産を譲り渡し、譲受人が情を知つてこれを譲り受けたときは、道府縣徵稅吏員又は市町村徵稅吏員は、その行爲の取消を裁判所に対して請求することができる。

第三十五條の十 滞納者が差押をされたためその財産を譲り渡す（債権の差押）

第三十五條の十六 債権を差押えるときは、その旨を債務者に通知しなければならない。

第三十五條の十七 債権及び所有権以外の財産権を差押えるときは、その旨を権利者に通知しなければならない。

第三十五條の十八 不動産又は船舶を差押えるときは、これを権利者に登記又は登録を必要とするものとして登記又は登録を関係行政機関に嘱託しなければならない。その抹消又は変更についても、また、同様とする。

（不動産又は船舶の差押）

第三十五條の十九 質権又は抵當権が設定されている財産を差押えた

（債権の差押）

第三十五條の二十 質権を差押えるときは、その旨を債務者に通知しなければならない。

第三十五條の二十一 債権を差押えるときは、その旨を債務者に通知しなければならない。

第三十五條の二十二 不動産又は船舶を差押えるときは、これを権利者に登記又は登録を必要とするものとして登記又は登録を関係行政機関に嘱託しなければならない。その抹消又は変更についても、また、同様とする。

（不動産又は船舶の差押）

第三十五條の二十三 不動産又は船舶を差押えるときは、これを権利者に登記又は登録を必要とするものとして登記又は登録を関係行政機関に嘱託しなければならない。その抹消又は変更についても、また、同様とする。

（不動産又は船舶の差押）

第三十五條の二十四 質権又は抵當権が設定されている財産を差押えた

ときは、遅滞なく、督促手数料、延滞金及び滞納処分費及び税金の額その他の必要と認める事項をその債権者又は抵当権者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、抵当証券を発行した抵当権について、その証券所持人が判明しないときは、債務者又は証券の譲渡人等についてこれを調査し、なお判明しないときは、前項の規定により通知すべき事項を公告しなければならぬ。

3 前第二項の場合において、地方税に對し先取権を有する債権者がその権利を行使しようとするときは、当該債権者は、証拠書類をそなえてその事實を證明しなければならない。

(仮差押等を受けた財産の差押)

第四十五条の二十 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第七百三十七條又は第七百三十八條の規定による仮差押(以下仮差押といふ。)を受けた財産を差押えたう。)を受けた財産を差押えたときは、遅滞なく、これを執行裁判所又は執行吏若しくは強制管理人に通知しなければならない。同法第七百五十五條の規定による仮処分(以下仮処分といふ。)を受けた財産を差押えたときも、また、同様とする。

(差押の効力の範囲)

第四十五条の二十一 差押の効力は、差押財産から生ずる天然及び法定の果实に及ぶものとする。

(仮差押及び仮処分との関係) 第四十五条の二十二 滞納処分は、

仮差押又は仮処分のためにその執行を妨げられない。

(差押の解除)

第四十五条の三十三 第四十五条の二十二号に規定する場合の外、

左の各号の一に該当する事由がある

三 第四十五条の二十二号に規定する場合において、公賣すべき物について、物價統計令(昭和二十一年勅令第百八号)に基き統額の定がある

ときは、直ちに財産の差押を解除しなければならない。

左の各号の一に該当する事由があるときは、直ちに財産の差押を解除しなければならない。

約により処分することができる。

一 公賣すべき物について、物價統

制令(昭和二十一年勅令第百八号)に基き統額の定がある

ときは。

二 公賣すべき物が臨時物資需給

調整法(昭和二十一年法律第三十二号)の適用を受けるもので

あるとき。

三 公賣すべき財産の保全又は移

轉について、公安を維持するため法令による制限があるとき。

四 地方團体の稅務に從事する職員

で公賣処分に關係がある者及び滯納者は、その公賣物件を買ひ受け

ることができない。

五 公賣すべき財産が抵当証券の所持

人が判明しない場合において、そ

の代金から督促手数料、延滞金及び

滞納処分費を控除した残額がそ

の抵当権により担保された債権に

相当する金額と徵收すべき税金額

との合計額に達しないときは、當

該抵当権により担保された債権に

相当する金額と徵收すべき税金額

及び滞納処分費を控除し、次にそ

の質権又は抵当権により担保され

た債権に相当する金額を當該債権

者に交付し、次に税金を控除し、

なお残余があるときは、これを滯

納者に交付するものとする。

2 審却財産が抵当証券を発行した

ときは、直ちに財産の差押を解

除しなければならない。

2 滞納処分を結了したときは、そ

の処分に関する計算書を作成し

て、これを滯納処分を受けた者に

交付しなければならない。

2 審却出訴等)

第四十五条の二十九 滞納処分に関

し、不服のある者は、當該処分の

あつた日から二十一日以内に、道

府縣知事に訴願することができます。

2 道府縣知事は、前項の規定によ

る訴願の提起があつたときは、そ

の提起の日から三十日以内に裁決

しなければならない。

3 滞納処分に関する第一項の規定

による裁決については、市町村徵

税吏員からも、裁判所に出訴する

ことができる。

4 市町村稅に関する第一項の規定

による裁決については、市町村徵

税吏員からも、裁判所に出訴する

ことができる。

4 会社に対する滞納処分

は、第一項の公賣に替えて隨意契

約により処分することができる。

(供託)

第四十五条の二十七 この款の規定

により債権者又は滯納者に交付す

べき金銭は、これを供託すること

ができる。

2 審却処分の結了又は中止)

第四十五条の二十八 滞納処分を結

了し、又は中止したときは、督促

手数料、延滞金、滯納処分費及び

税金を納付する義務は、消滅する。

2 滞納処分を結了したときは、そ

の処分に関する計算書を作成し

て、これを滯納処分を受けた者に

交付しなければならない。

2 道府縣知事は、前項の規定によ

る訴願の提起があつたときは、そ

の提起の日から三十日以内に裁決

しなければならない。

3 滞納処分に関する第一項の規定

による裁決については、市町村徵

税吏員からも、裁判所に出訴する

ことができる。

4 市町村稅に関する第一項の規定

による裁決については、市町村徵

税吏員からも、裁判所に出訴する

ことができる。

4 会社に対する滞納処分

は、第一項の公賣に替えて隨意契

約により処分することができる。

4 会社財産をもつて督促手数

料、延滞金、滯納処分費及び税金

に充て、なお不足があるときは、

無限責任社員の財産について滯納

処分をすることができる。

機關、地方團体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人又は清算人に対して、督促手数料、延滞金、滞納処分費及び税金の交付を求めることができる。但し、他に差押えるべき財産があるときは、これを差押えることを妨げない。

(滞納処分費)

第四十五條の三十一 滞納処分費は、財産の差押、保管、運搬及び公賣に要する費用並びに通信費とする。

第四十五條の三十二 この款の規定は、地方税の延滞金の滞納処分に、これを適用する。

第四十五條の三十三 この款に規定するものの外、滯納処分の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、命令でこれを定める。

(特別徵收義務者に関する準用規定)

第四十五條の三十四 この款の規定は、特別徵收義務者がその徵收した地方税を納入する場合に、これを準用する。

第四十五條の三十五 この款の規定による登録又は登記については、登録税を課さない。

第四十六條第一項中「十四 電話加入税」を「十四 電話税」に改める。

第四十七條第一項第二号中「事業所」の下に「業務所」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 道府縣内に事務所、事業所、又は業務所を有する法人及び法

人でない社團又は財團で代表者は管理人の定のあるもの

「及び法人でない社團又は財團で代表者は又は管理人の定のあるもの」を加え、「又は事業所」を「事業所又は業務所」に改める。

第四十九條中「九月(二期に分けるときは九月及び十一月)」を「九月及び十一月(一期とするときは、九月)」に、「事情のあるときは」を「事情がある場合には」に改める。

第五十條第一項中「四百五十円」を「七百円」に改め、同條第二項中「法人の下に「及び法人でない社團又は財團で代表者は又は管理人の定のあるもの」を加え、「又は事業所」を「事業所又は業務所」に改める。

第五十條第一項中「終了の日」を「十二月三十日」に改める。

第六十條第二項中「終了の日」を「十二月三十日」に改める。

第六十九條第一項を第三項とし、第一項の貨貸價格とする。

3 土地台帳法により賃貸價格を定めない旨の定のある土地については、評定賃貸價格をもつて、第一項の賃貸價格とする。

4 第一項に規定する所有者、質権者又は地上権者が國、地方團体その他地方税を課することができないものであるときは、第一項の規定にかかるらず、家屋税は、家屋に対し、評定賃貸價格を標準として、その所在の道府縣において、その使用者に、これを課する。但し、道府縣知事が公用又は公共の用に供するものと認められる部分については、この限りでない。

5 前二項の評定賃貸價格は、道府縣条例の定めるところにより、類似家屋の賃貸價格に比準し、且つ、當該家屋の品位及び情況に應じ、道府縣知事が、これを定めなければならない。

6 第四項において使用者とは、その所在の道府縣の定めるところにより、類似家屋の所有者との契約その他の

地の賃貸價格に比準し、且つ、當該土地の品位及び情況に應じ、道府縣に基きその家屋を使用する機

府縣知事が、これを定めなければならぬ。

6 第四項の所有者は、毎年五月一日現在につき、前項の使用者を、その土地の地上権者(第一項の地上権者を除く。)、地役権者、永小作権者、又は土地の所有者の契約その他の権原に基きその土地を使用する権利を有する者をいう。

7 第四項の所有者は、毎年五月一日現在につき、前項の使用者を、その土地の地上権者(第一項の地上権者を除く。)、地役権者、永小作権者、又は土地の所有者の契約その他の権原に基きその土地を使用する権利を有する者をいう。

8 第四項の所有者、質権者又は地上権者は、毎年四月一日現在につき、前項の使用者を、命令の定めることにより、四月二十日まで届け出なければならない。

9 第五十七條に次の五項を加える。

3 家屋台帳法により賃貸價格を定めない旨の定のある家屋については、評定賃貸價格をもつて、第一項の賃貸價格とする。

4 第一項に規定する所有者が國、地方團体その他の地方税を課することができないものであるときは、第一項の規定にかかるらず、家屋税は、家屋に対し、評定賃貸價格を標準として、その所在の道府縣において、その使用者に、これを課する。但し、道府縣知事が公用又は公共の用に供するものと認められる部分については、この限りでない。

5 前二項の評定賃貸價格は、道府

6 第四項の規定にかかるらず、法人の行うものにあつては、各事業年度の収入金額及び清算所得、個人の行うものにあつては、当該年度の前年に於ける事業の収入金額とする。収入金額を課税標準とする場合における標準賦課率は、第六十一条第一項及び第六十五條第一項の規定にかかるらず、法人の行うものにあつては、各事業年度の収入金額及び清算所得、個人の行うものにあつては、当該年度の前年に於ける事業の収入金額とする。収入金額を課税標準とする場合における標準賦課率は、第六十七條第一項の規定にかかるらず、百分の一百とする。

7 第二項、第八條及び第六十五條

8 第七條、第八條及び第六十五條

9 第二項の規定は、前項の場合についても、これを準用する。

10 第二項の規定は、前項の場合についても、これを準用する。

11 第二項の規定は、前項の場合についても、これを準用する。

利を有する者をいう。

7 第四項の所有者は、毎年五月一日現在につき、前項の使用者を、命令の定めるところにより、五月二十日までに届け出なければならない。

8 第六十三條第一項中「第三十四條の法人を除く。」を「第三十四條の法人及び宗教法人を除く。」に改め、同條第二項中第二十一号を削り、以下順次一号ずつ繰り上げる。

9 第六十五條第二項中「終了の日」を「十二月三十日」に改める。

10 第六十九條第一項を第三項とし、第一項に規定する事業税の課税標準については、「第一項に規定する事業以外の事業に対する事業税の課税標準」を「第一項に規定する事業以外の事業に対する事業税の課税標準」に改め、同條第二項を第四項とし、同條第一項及び第二項として次の二項を加える。

11 第七十五條 入場税は、第一種若しくは第二種の場所への入場又は入場税の納稅義務者等

12 第七十五條を次のように改める。

13 第七十五條 入場税は、第一種若しくは第二種の場所への入場又は入場税の納稅義務者等

14 第七十五條を次のように改める。

15 第七十五條を次のように改める。

16 第七十五條を次のように改める。

17 第七十五條を次のように改める。

18 第七十五條を次のように改める。

19 第七十五條を次のように改める。

第七十條中「前條第一項」を「前條第三項」に改める。

第七十一條第三項中各号を次のよう改める。

一 弁護士業

二 司法書士業

三 行政書士業

四 公証人業

五 弁理士業

六 稅務代理士業

七 公認会計士業

八 設計監督士業

九 理容師業

十 諸藝術匠業

十一 その他これらに類する業

十二 入場税の納稅義務者等

十三 入場税の納稅義務者等

十四 入場税の納稅義務者等

4 第一項の第三種の施設とは、左に掲げるものとする。

まつき場

一 舞踏場、まあじやん場及びた

二 ゴルフ場及びスケート場

三 つり堀り場及び貨船場

四 その他これらに類する施設

5 第一項の第四種の施設とは、遊

警船及び遊覧自動車とする。

6 遊覧船又は遊覧自動車について

は、その定けい場又は定置場の所

在をもつて第一項の施設の所在と

みなす。

7 第一項の入場料金又は利用料金とは、何らの名義をもつてする

を問はず、第一種若しくは第二種

の儀物（演劇、映画、観物、競馬、競

輪その他これらに類するものをい

う。若しくは場所の主催者若しく

は経営者又は第三種若しくは第四

種の施設の経営者が、第一種若し

くは第二種の場所へ入場し、又は

第三種若しくは第四種の施設を利

用する者から、その入場又は施設

の利用につき取消すべき金額をい

う。

8 第一項の場所への入場又は施設

の利用について入場料又は利用料

の定のある場合において、その入

場料金又は利用料金の全部又は一

部を支拂わないで入場し、又は利

用したときは、公務又は業務によ

るものとみなして入場税を課することができる。

9 第一項の場所若しくは施設の主催者若しくは経営者又はこれらの

場所若しくは施設を借り受けた者がこれらの場所への入場又は施設の利用について、入場料又は利用料の定を設けず、且つ、入場料金又は利用料金を徴收しないで入場又は利用させた場合は、これらの

者をもつて入場者又は利用者と、

催物等の経費、借り受け料金その

他これらの場所への入場又は施設の利用について要した経費をもつて入場料金又は利用料金とみなして入場税を課することができる。

第七十六條中「賦課率百分の五十」

を「前條第一項の第一種の場所への

入場又は第三種の施設の利用に対

しては賦課率百分の五十、第二種の

場所への入場又は第四種の施設の利

用に対しても賦課率百分の二十」に改め、同條但書を次のよう改め。

但し、学生、生徒又はその競技

をなすことを業としない者が前條

第一項の場所で行う運動競技につ

いて、観覧のため入場する者から

料金を徴收する場合においては、

賦課率は、百分の二十とする。

（鉱区税の賦課期日）

第八十一條の二 鉱区税の賦課期日

は、十一月一日とする。

（鉱区税の納期）

第八十二條の三 鉱区税の納期は、

十二月中において、條例でこれを

定める。但し、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

（第九十五條第一項の場所の經營者及び船車内における販賣業者からの買受者を除く。）を、「販賣業者」

の下に「（第九十五條第一項の場所の經營者及び船車内における販賣業者を除く。）」を加える。

同條第二項を削り、第三項を第二

項とし、同項中「第一項」を「前項」に

改め、「（酒稅法第二十七條の四に掲

げれる者を含む。）」を削り、同項の次

に次の二項を加える。

（電話稅）

第八十六條 電話稅は、電話の使用

又はその加入に対し、電話機所在

の道府縣においてその使用者又は

その加入者に、これを課する。

（前項の電話機とは、電話の設備

及び利用に関する國との契約に基

いて設置されたものを、使用者と

は、當該契約の当事者を、加入者

とは、新たに使用者となつた者を

いう。

第九十四條を次のように改める。

（狩獵者稅の賦課率）

第九十四條 狩獵者稅は、その賦課率を千八百円として、これを課さなければならぬ。

第九十九條中「十三 電話加入權税附加稅」を「十三 稅附加稅」に改め、第二十一号中「獨立稅附加稅」の率を千八百円として、これを課さなければならぬ。

第九十九條中「並びに」を、「に」に「の納期」を「並びに鉱区稅附加稅の納期」を「並びに鉱区稅附加稅の納期」を加える。

第一百條に次の二項を加える。

（鉱区稅的納期）

第八十一條の二 鉱区稅的納期は、

（鉱区稅的納期）

第八十二條の三 鉱区稅的納期は、

（鉱区稅的納期）

でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの

同條第二項中「法人」の下に「及び

法人でない社團又は財團で代表者又

は管轄人の定のあるもの」を加え、

「又は事業所」を「事業所又は業務

所」に改める。

第一百六條中「九月（二期に分けると

きは九月及び十二月）」を「九月及び

十二月（一期とするときは、九月）

に、「事情があるときは」を「事情が

ある場合においては」に改める。

第一百七條第一項中「四百五十円」を

「七百五十円」に改め、同條第二項中

「法人」の下に「及び法人でない社團

又は財團で代表者又は管理人の定の

あるもの」を加え、「又は事業所」を

「事業所又は業務所」に改める。

第一百九條中「所有者」の下に「所有

者があるもの」を加え、「又は事業所」を

「事業所又は業務所」に改める。

第一百九條中「准用する。」の下に

「この場合において賦課率に関する

規定は、入場稅にあつては三倍、鉱產

にあつては一・五倍、その他の稅にあ

つてはそれぞれ三倍に相當する率を

定めたものとする。」を加える。

第一百八條を次のように改める。

（道府縣の都市計画稅）

第一百八條 道府縣は、都市計画法

（大正八年法律第三十六号）及び特

別都市計画法（昭和二十一年法律

第十九号）の施行に要する費用に充てるため、それぞれ標準賦課率

をもつて算定した地租、家屋稅又

は事業稅若しくは特別所得稅（第

六十九條第三項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定による事業税又は特別所得税について

は、その税額を同年度分の第六十

三條第一項又は第七十一條第一項の規定による事業税又は特別所得

税の賦課率をもつて除して得たも

のに、第六十七條第一項又は第七

十二條第一項に規定する区分に應じ、百分の七・五若しくは百分の

五又は百分の四若しくは百分の五を乗じて得たものをいう。第百十

九條につき、また同じくの百分の十以内において、都市計画税とし

て、道府県税独立税割を課すこと

ができる。

第百十九條を次のよう改める。

(市町村の都市計画税)

第百十九條 市町村は、都市計画法及び特別都市計画法の執行に要す

る費用に充てるため、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、

家屋税又は事業税若しくは特別所

得税の百分の三十以内において、

都市計画税として、道府県税独立

税割を課すことができる。

市町村は、前項に規定するもの

の外、別に税目を起して、都市計

画税を課すことができる。

第百二十條第一項中「その他土地」を「林道に関する事業その他土地

又は山林」に改める。

第百二十一條第一項中「共同集荷場」の下に「汚物処理施設」を加える。

第百二十二條第一項に次の二号を加える。

六 第一百一條第四項の規定により

道府県独立税に対する附加税の賦課を禁止し、又はその賦課率

を制限したとき。

七 第百三十四條の二第一項の規定により入場税附加税の賦課率

を制限したとき。

八 第百二十六條の二 地方税に関する

犯則事件(以下犯則事件といふ)について、國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定(第二十二条の規定を除く。)を準用する。

九 第百二十六條の二 地方税に関する

犯則事件(以下犯則事件といふ)について、國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定(第二十二条の規定を除く。)を準用する。

十 第百二十六條の二 地方税に関する

犯則事件(以下犯則事件といふ)について、國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定(第二十二条の規定を除く。)を準用する。

十一 第百二十六條の二 地方税に関する

犯則事件(以下犯則事件といふ)について、國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定(第二十二条の規定を除く。)を準用する。

十二 第百二十六條の二 地方税に関する

犯則事件(以下犯則事件といふ)について、國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定(第二十二条の規定を除く。)を準用する。

十三 第百二十六條の二 地方税に関する

犯則事件(以下犯則事件といふ)について、國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定(第二十二条の規定を除く。)を準用する。

十四 第百二十六條の二 地方税に関する

犯則事件(以下犯則事件といふ)について、國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定(第二十二条の規定を除く。)を準用する。

十五 第百二十六條の二 地方税に関する

犯則事件(以下犯則事件といふ)について、國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定(第二十二条の規定を除く。)を準用する。

官吏の職務は、道府県知事がその職務を定めて指定する道府県吏員(以下道府県檢稅吏員といふ)が、これを執行し、市町村税について

は、國稅犯則取締法に規定する財務局の收稅官吏の職務は、五大市

市吏員(以下五大市檢稅吏員といふ)が、稅務署の收稅官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指

定する市町村吏員(以下市町村檢

稅吏員といふ)が、これを行ふ。

大市檢稅吏員又は市町村檢稅吏員は、其の職務を行なうことができる。

十一 第百二十六條の二 地方税に関する

犯則事件(以下犯則事件といふ)について、國稅犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分により納付された金

錢その他の物品は、當該地方團體の收入とする。

十二 第百二十七條第二項中「四百五十円に第四十條を「七百円に第四十七

條に、「四百五十円に東京都」を「七百円に東京都」に特別区を「七百五十円に特別区」に改

め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十三 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」を「七百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十四 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十五 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十六 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十七 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十八 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十九 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

二十 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

八 道府県知事は、前項の規定により許可する場合においては、更正して許可することができる。

九 財務局の收稅官吏の職務を行う

道府県檢稅吏員又は稅務署の收稅

官吏の職務を行なう道府縣檢稅吏員は、第六項の稅のうち道府縣稅附

加稅関する犯則事件について五

大市檢稅吏員又は市町村檢稅吏員

の職務を行なうことができる。

十 第百二十六條の二 地方税に関する

犯則事件(以下犯則事件といふ)について、國稅犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分により納付された金

錢その他の物品は、當該地方團體の收入とする。

十一 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十二 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十三 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十四 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十五 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十六 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十七 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十八 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

十九 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

二十 第百二十七條第二項中「四百五十円に東京都」に「四百五十円に特別区」に改め同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

とあるのは「地方自治法第百五十條第一項の支廳若しくは地方事務所の長又は特別区長」と、「地方自治法第五十五條第一項の支廳又は地方事務所の所管区域外」とあら。

第一項の支廳若しくは地方事務所の所管区域外又は特別区の存する区域外」とそれぞれ読み替えるものとする。

第百三十二條第二項中「市町村徵稅吏員」を「市町村徵稅吏員」若しくは「市町村檢稅吏員」に改める。

第百三十三條中「並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市」を「及び五大市」に改める。

第百三十四條の二 入場稅附加稅の特別制限

第百三十四條の二 入場稅附加稅の特別制限の規定について、國稅犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分により納付された金

錢その他の物品は、當該地方團體の收入とする。

卷之三

地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔中鳥守利君登壇〕

○中島守利君　たゞいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概略を御報告申上げます。

した趣旨について申し上げますと、御承知のごとく、昨年七月実施された地方税制及び財政制度の全般的改正によりまして地方財源の強化がはかられたのであります。それにもかかわらず、その後における給与ベースの改訂、物件費の高騰及び委任事務費の増加等の事由により、再び地方團体の財源が窮乏を告げ、あらゆる努力を盡しても、なおかつ昨年度の決算において収支の均衡を保持しがたい地方團体が少くない情勢にあるのであります。このような情勢に対処し、でき得る限り税収入の増加をはかるとともに、経済九原則の線に沿い徵稅確保の措置を講ずる等のため、現行税制度に必要な改正を加えんとするものであります。その主眼点は、第一は、既存の税目に対する若干の変更を加えたことであり、第二には、税収入の確保及び租稅微收の強化をはかるために所要の改正を行つたことであります。

区税及び特種者税の賦課率を引上げたこと、五、鉛
税と改めたこと、七、道府縣法定外税
立税については、道府縣は、特別の事
情がある場合においては、條例をもつて
これに対する市町村附加税の賦課率を制限を加えること
ができるにしたと、八、目的
税に関する規定を整備したこと等がそ
の主要なものであります。
次に第二点としましては、一、新たに
地方税に関する滞納処分の規定を設けた
こと、二、道府縣の徴税吏員に対し
通告処分その他國稅犯則取締法による
同様の権限を與えることとした
点、三、入場税の徵收方法について、
特別徵收義務者をして道府縣が発行する
証紙をもつて徵收せしめるようにした
こと、四、罰則を強化したこと等が
おもな点であります。
本改正法律案は、去る五月六日、本
委員会に付託せられ、地方財政法の一
部を改正する法律案と一括して議題に
提案理由の説明を聽取した後、政府
供しましたので、五月七日より委員会に
当局との間に質疑應答が行われたので

て百分の百程度に引下げるべきであるとの
いう修正意見が強く主張せられたので
あります。この修正意見につきましては、
原則的には、各委員はもとより
政府側においても異論のないところであ
り、税率引下げが入場料金の統制撤
廃と相まって実施せられるならば稅收
入の点でも減少のおそれなしとする見
解も一應了承せられ、また青木経済安寧
本部長官は、その答弁において、入場料金
の統制は近き機会にこれを解除する方
用意がある旨を確言せられたのである
ます。しかしながら、今日他の税目、
なかんすく住民税のごときものまで、
引上げを企図されている現状にあつて、
て、ひとり選択税たる入場税のみを引
下げることはいささか躊躇される節
あり、なむまたその実施上の細目によ
つては十分研究すべき余地が残されて
いるのであります。今後小委員会にて
を設けて一層の検討を重ねた上、次の機
会においてその実現を期することと
して、この際は一應現行のままです
ことにいたしたのであります。さらに四
則の改正規定その他につきましても
多くの問題があるのであります。審議の
期日も切迫しております關係上十分も
検討を加える運びに至りませんので、

の地方税から適用する旨が定められています。しかし、これによれば、確かに年度末に統制料金の改正が行われた場合においても、なおその年度ために遡及してその改正額に基く税額賦課せられることとなるのであって、はなはだ苛酷ではないかという質疑に対する六箇月と解釈して措置する答弁いたしたことあります。

四條の規定を復活することとしたのであります。

政府の説明によりますと、現行法のような規定の仕方は手続に明確を欠き、住民の財産に強制権を発動する重要な規定を本法中に欠いていることは適当でないので、この規定を設けたものであるというのであります。國税と地方税とはその性格上おのずから異つた点があるのであります。そのため賦課、徴収はもとより、滞納処分の場合といえども自治の精神に立脚して行われるべきものであつて、強権を発動するときには努めて避けるべきであるとの思想のであります。加るに、市町村の徴税吏員に國の稅務官吏と同様な權限を與えること等については、法律上からも幾多の疑義があるのであります。しかし、なお十分審議検討を要するものがあるのであります。ことに、この規定を新たに設けることによつて滞納処分が從來より強化されることは容易に想像されるところであり、またそこに改正の目的があると察せられるのであります。かような理由から、一

ありますが、住民税の平均賦課額の引き上げ、入場税、博物館、美術館等に対する料金の引き上げ、音楽堂の改修工事等による負担増加等が、これによると案によると、年間約1億5千5百万元の増収が見込まれます。

は不満ながらしばらく政府の原ることに帰着いたしたのであり

派共同提出修正案が上程せられたのであります。

ありますが、住民税の平均賦課額の引上げ、入場税・中博物館・美術館等に対する新たな課税規定、滞納処分、徵稅吏員に対する強力な権限の付與、入場稅徵收に都道府縣發行の証紙を使用せしめる点等の問題をめぐつて活発なる論議が展開せられたのであります。が、ことに入場稅一般につきまして、その稅率を、現行の百分の百五十という他に類例を見ない高率なものから、せめて百分の百程度に引下げるべきであるといふ修正意見が強く主張せられたのであります。この修正意見につきましては、原則的には、各委員はもとより政府側においても異論のないところであります。しかししながら、今日他の稅目、なかんずく住民稅のごときものまでが引上げを企図されている現状にあつて、ひとり選択稅たる入場稅のみを引下げることはいささか躊躇される節もあり、なむまたその実施上の細目にわかつては十分研究すべき余地が残されているのであります。今後小委員会を設けて一層の検討を重ねた上、次の機会においてその実現を期することとして、この際は一應現行のままですることにいたしたのであります。さらに罰則の改正規定その他につきましても幾多の問題があるのであります。が、審議の期日も切迫しております関係上十分な検討を加える運びに至りませんので、

は不満ながらしばらく政府の原に帰着いたしたのであります。一点御報告申し上げておきたい、附則第二項に、ガス供給業に対する事業税に関する改正規定の料金について物價統制令による額があるときは、昭和二十四年日以後においてそれも、その統改定されたときの属する年度分税から適用する旨が定められてあります。が、これによれば、年度末に統制料金の改訂が行わ及してその改訂額に基く税額がされることとなるのであって、だ奇酷ではないかという質疑に、政府もその点を認め、その年合においても、なおその年度初あるところはその事業年度分、六箇月と解釈して措置する旨たしたことであります。

應答の詳細は速記録に譲りたいですが、要するに、今日地方財付税の大額な削減等により異常に立たされております際に、地に重大な改正を加えますことえつて無用の混乱を與えるおそれ、本委員会としても、なお考きものが多々あると考えられま、今後十分の用意をいたして、施を予想される税制の全般的改んで地方税制の根本的建直しをに基いて、次のとく民主自由本社会党、第九控室民主党、第

派共同提出修正案が上程せられたのであります。

修正案の概要を御説明申し上げますと、その第一点は、改正法案において、滞納処分に関する規定が第四十五条の二以下第四十五條三十条までの三十四箇條の條文として新たに加えられましたものを、この際全部削除し、滞納処分については現行法通り國税の例によることとし、従いまして、第二十二条の規定を復活することとしたのであります。

政府の説明によりますと、現行法のよくな規定の仕方では手続に明確を欠き、住民の財産に強制権を発動する重要な規定を本法中に欠いていることは適当でないので、この規定を設けたものであるというのですが、國稅と地方税とはその性格上おのずから異つた点があるのであります。そのため課、徵收はもとより、滞納処分の場合といえども自治の精神に立脚して行わるべきものであつて、強権を発動するごときは努めて避けるべきであると思うのであります。加うるに、市町村の徴稅吏員に國の稅務官吏と同様な権限を與えること等については、法律上からも幾多の疑義があるのであります。なお十分審議検討をするものがあるのです。ことに、この規定を新たに設けることによって滞納処分が從來より強化されることは容易に想像されるところであり、またそこに改正の目的があると察せられるのであります。かような理由から、一

應これを現行法通りにいたしたいと思
うのであります。

次に修正の第二点は、改正案では、第
七十五條及び第七十六條において、入
場税に関する規定を改めて、課税対象
を四種類に区分し、從來不明確であつ
た美術館、博物館、展覽会等の文化ない
し教育施設を第二種の施設として明示
し、さらに新たに遊覽船や遊覽自動車
を第四種の施設として課税の対象と定
め、この二種については税率を百分の
六十として、他の娛樂施設と區別して
これに低い税率を課すことと定めて
いるのであります。美術館、博物館
等の文化、教育の施設を課税対象とす
ること自体が不穩當であるばかりでな
く、前に申し述べましたごとく、入场
税については全面的に再検討の時
期に立至つてゐるのでありますから、この
際はこれを現行法通りにいたしたいと
いうのであります。以上が修正案の要
旨であります。

修正案の提案理由の説明がありま
した後、修正案を含む原案に対して討論
が行われたのであります。その内容
につきましては会議録に譲りたいと思
いますが、特に民主党からは、本会議
における討論を省略いたす關係上、本
委員会の討論において次の三点を希望
して賛成の意を表されたのであります
。それは、シャウブ博士の來朝機
として地方財政を再検討すること、負担を軽減
する措置を次の臨時國会に提案すること
と、公共事業費、特に六・三制、災害
復旧費について考慮し、地方自治育成
のために努力することとの三点であります。

次いで採決に入りましたところ、修
正案は起立多数をもつて可決せられ、
修正案を除く原案も起立多数をもつて
可決せられ、よつて本案は修正議決せ
られたのであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告が
あります。これを許します。足鹿覺
君。

〔足鹿覺君登壇〕

○足鹿覺君 私は、日本社会党を代表
いたしまして、ただいま審議中の地方
税法の一部を改正する法律案に対し、
修正案を除く原案に対し反対意見を表
明するものであります。まず最初に、
原案全体に対する総括的な反対理由に
ついて申し述べます。

第一、政府は地方財政に対する根本
的解策をたな上げして、配付税その
他の減額の穴埋めを地方自治体並びに
地方住民に轉嫁せんとしつつあること
についてであります。すなわち政府
は、地方配付税法に基き当然地方公共
團体に交付すべき配付税千百十六億円
を、勝手に五百七十七億円に減額した
のであります。この差額は実に五百
三十九億円の巨額に達するのであります。
す。かりに百歩を譲つて、地方財政委
員会が当初予定した八百五十五億円と
の差額について見ましても、実に二百七
十八億余円になるのであります。これは
当然政府がその責任において、
かわるべき財源を確立すべきであるに
かかわらず、その努力を怠り、この姑息
の確保は困難であるとの見通しの上に
立つて、権力的徵稅を進めるために、
滞納処分罰則の強化等の今次改正案と
なつて現われたものであろうと存する
のであります。

政府はむしろ今日こそ地方財政確立
に対する根本的改正を断行し、地方自
治体を財政的に裏づけるに足る財源を
地方に分與し、もつて地方公共團体の
健全な発達を企図すべきであるにもか
かわらず、一方において地方自治廳
ごとき、きわめて冷酷にして憎むべき
が、

態度と言わなければなりません。また
政府は、公共事業費の削減による國庫
支出金の減少並びに地方起債に対して
も極度の制限をしたのであります。逆
に國家予算においては、千二百億円に
及ぶ價格調整費を増額いたしました。

これらを見るならば、地方予算に對
する犠牲の強要がだれのためであるか
は、おのづから明らかであります。そ
して政府は、地方予算に對する犠牲の
強要によつて生じた穴埋めを地方住民
に對して強要し、地方公共團体の上に
肩がわりさせ、まつたく限度に達して
いる地方稅を二倍に増徵せんとしてい
るのであります。すなわち住民稅六
割、地租、家屋稅二・七倍、事業稅二
三倍等の引上げは、過酷なと言ふよ
り、むしろ非常識きわまる、無謀な施
策と断ぜざるを得ないのであります。

これを國稅の面においてあわせ考える
とき、二十三年度の四千百二十三億に
対し、二十四年度は六千三百五十六億
円であつて、約六割の増徵であります
。國稅、地方稅を合すれば実に厖大
な増徵になるのであります。そこで、
このような大増稅は、とうてい平常の
徵收手段、方法をもつてしては予算額
の確保は困難であるとの見通しの上に
立つて、権力的徵稅を進めるために、
滞納処分罰則の強化等の今次改正案と
なつて現われたものであろうと存する
のであります。

政府はむしろ今日こそ地方財政確立
に対する根本的改正を断行し、地方自
治体を財政的に裏づけるに足る財源を
地方に分與し、もつて地方公共團体の
健全な発達を企図すべきであるにもか
かわらず、一方において地方自治廳
ごとき、きわめて冷酷にして憎むべき
が、

を設置して内務省の復活をはからんと
し、依然として地方を中央に隸屬せし
めんとするがごとき意圖が、本年度總
予算並びに本改正案その他を通じて明
瞭であります。われ々は、地方自治

擁護の立場から、斷固本案に反対せん
とするものであります。(拍手)

次に第二点として申し述べたいこと
は、もしかりに本案が通過成立いたし
ました、相當額以上の穴は決して
埋まらないことは自明であります。し
かるに、それにもかかわらず、政府は國
家施設の建設維持につき寄附金徵收の
弊風を暗黙のうちに認めるがごとき態
度をとつてゐるのであります。今回
の改正に際しましても何らこれが措置
を講じてないことは、私どもの最も
遺憾とするところであります。すなわ
ち、地方住民に對する稅にかわる寄付
金の額は、昭和二十二年決算について
見ましても、實に三十二億三千有余万
円に上つておるのであります。おそ
らく本年度におきましては、國立大學
の建設を初めとし、六・三制教育施設
補助の打切り等による教育關係の強制
寄付金の激増することは疑う余地もあ
りません。これらを初めとして、警察、
消防等その他の現況から推して、本年
度のこれら寄付金の推定はおそらく一
千億円にも達するのではないかと想像
できるのであります。さらにまた、不
納煽動等に対する罪を設定することに
つきましても、私どもは断じて承服し
ません。これらを初めとして、警察、
消防等その他の現況から推して、本年
度のこれら寄付金の推定はおそらく一
千億円にも達するのではないかと想像
できるのであります。この重大な問題に
ついては、國稅則取締法の適用とい
うのと、現在の稅金の民主化運
動を一方的に反稅闘争と速断しやす
いような法的根拠を設けてこれを彈圧せ
んとする最近の傾向につきましては、
断じて私どもの承服しがたいところで
あります。(拍手)

以上、一般的、具体的な点について
申し上げたのであります。私どもは、
これを要するに、まさにシャウブ博士
の來朝を機としたとして、中央地方
の実施を地方に迫つたり、政府施

の跡始末を地方に轉嫁するがごときは
もつてのほかのことでありまして、こ
の際断固として排除することが必要で
あります。(拍手)

以上、これを要するに、今次改正案
は地方財政確立の根本に触れることを
避け、部分的、一時を糊塗する、きわ
めて拙劣姑息な案であります。われ
われの絶対に承服しがたいところで
あります。

以上、一般的に本案に対する反対意
見を述べたのであります。次に法案
自体の内容につきましても、具体的に
大いに検討を要する点があるのであ
ります。すなわち、地方稅の引上げに
対する反対といたしましては、住民稅
増徵、地租、家屋稅の二倍引上げ等を
見ましても、たとえば地租、家屋稅に
ついて見ますならば、この結果は必ず
見ましても、實に三十二億三千有余万
円に上つておるのであります。おそ
らく本年度におきましては、國立大學
の建設を初めとし、六・三制教育施設
補助の打切り等による教育關係の強制
寄付金の激増することは疑う余地もあ
りません。これらを初めとして、警察、
消防等その他の現況から推して、本年
度のこれら寄付金の推定はおそらく一
千億円にも達するのではないかと想像
できるのであります。この重大な問題に
ついては、國稅則取締法の適用とい
うのと、現在の稅金の民主化運
動を一方的に反稅闘争と速断しやす
いような法的根拠を設けてこれを彈圧せ
んとする最近の傾向につきましては、
断じて私どもの承服しがたいところで
あります。

以上、一般的、具体的な点について
申し上げたのであります。私どもは、
これを要するに、まさにシャウブ博士
の來朝を機としたとして、中央地方
の実施を地方に迫つたり、政府施

を通じる根本的改正を直前に控えた今、部分的姑息な改正を、しかも憲法並びに法律に違反する疑いを冒してまで提出する政府の地方公共團體に対する態度のきわめて不親切であり、違憲的傾向のあることを指摘し、中央本位の施策につきましてその反省を強く促すとともに、日本社会党は、修正点を除きまして他の原案に対し絶対反対の意見を表示するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 谷口善太郎君。

〔谷口善太郎君登壇〕

○谷口善太郎君 日本共産党を代表して本案に反対いたします。

本案の目的とするところは、今社会

の足鹿君の説にもありましたごとく、地方配付税を大幅に削減した穴埋めと、國が地方に渡さなければならぬいろいろ／＼な負担金を常に國が渡さないでいるという実情から来る地方の窮乏状態を開拓するための手段として、吉田内閣が掲げておりますところの増税をやらないといふ、この公約を裏切つて、ここに大きな増税をやろうとしているところにあります。

國の税金も、地方の税金も、拂うのは人民大衆でございまして、國の予算で増税をやらなくとも、地方の予算で増税をやれば、申すまでもなく困るのは人民大衆であります。これを実行しないといふのが本案の眞の目的であり、第二の目的は、こういうふうな非常な無謀な増税をするに當つて、當然國民大衆から反撥を食うであろう、これに對して、その徵收方法に警察的手段を用いてこれを強化しよう、こういう法的根拠を與えようとするのが本案の目的であります。

（拍手）

意見を表示するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 谷口善太郎君。

〔谷口善太郎君登壇〕

住民税は、御承知の通りこれは人頭

税的性格を持つてゐるのであります

て、有産者も、あるいは社会の上層に

いる人間も、無産者勤労階級も、とも

にほとんどその差がなく課税されると

いう点、こういう性質を持つ税金であ

りますが、これが九百円から千四百五

十円に増額される。申すまでもなく、

勤労者大衆にとつて非常な苛酷な重税

であることは明らかであります。

また地租、家屋税、これの増徴は、

先ほど足鹿君の言葉の中に、この結果

として家賃、小作料が必ず上るであろ

うということをおつしやつていました

が、委員会における政府の説明により

ますと、上のあらうではなく、確かに

に小作料と家賃を上げることを明言し

ておつしやつてあります。(拍手)このこと

は、土地を持つ地主、家を持つ家主を

保護するところの政策でありまして、

有産者を保護し、その反面に勤労階級

を收奪しようと、民主自由党的階級

の性質が明らかに現われて、いること

を、私どもは指摘せざるを得ないので

あります。(拍手)

（谷口善太郎君登壇）

最も大事な物價体系の破壊にすらなる

税となります税額は、いろいろ意味

から、ただに人民大衆を収奪するとい

うだけではなく、吉田内閣の持つてゐる

最も大事な物價体系の破壊にすらなる

税となります税額は、いろいろ意味

であります。

ただでなく、吉田内閣の持つてゐる

小西君は、憤慨のあまり鉄拳の制裁を二度まで加えたという。諸君は、このことを何と思われる。

諸君、私はこの問題——事實をまず先に申し上げますが、そのことあつて後、昨日に至りますと、正午や過ぎ、本國会内の衆議院の食堂におきまして、小西君を中心とし、國会に直接關係なき小西君の兄弟分とか称する人々多数引き具しまして、そこに廣川幹事長もおられたとのことでござりますが、再び志賀君は立花君を帶同してその席上に現われ、礼を厚うして、これらの人々に握手を求めて陳弁し、そして食事をともにして、いわゆる手打ち式なるものを、仲直り式なるものをやつたということであります。この事実——諸君私は、小西君は代議士会におきまして……「そんなことはない」「そんな議事進行があるか」と呼ぶ者あり——なれば、日本の國会のために、はなはだしあわせでござります。小西君は、私直接に会つてお話を聞いておられます。

そこで私は言う。共産黨の諸君は、常に口を開けば日本の民主化を叫び、反動封建性に反抗しておる。暴力にも権力にも反抗して日本の民主化をはかりたいと口では言り。しかし、私は思うに、共産黨の本來の性格はそうではない。彼らは暴力革命をもつてその目的を達せんとする、一種暴力的徒党であることを私は思う。その性格は、はなくも一般の議場内において小西君に加えられたる暴行事件によつて明らかにせられておる。しかも彼らは笑つておるが、心中ははなはだ忸怩たるものがあると思う。彼らは常に——志

賀君のごときは、かつては監獄に十八八年も入つておつたとか、それを唯一の自己慢にして、それほど権力に反抗し、暴力に対抗できる人間かと思ひのほか、一俠客と聞くや、後難を恐れてか、小西君の実力を恐れてか、あの被害者に対する、加害者たる立花君を連れて行つて、みずから進んで頭をなぐらせるというこの卑屈の行動を何と思う。これが暴力に屈服したる共産黨の正体暴露につづく。

この許すべからざる問題は、日本の國会の中に候客道を氣取り、親分子分を氣取り、議會以外のある種の力をたのんで議會の関係者に一つの圧力を加えるが、ときこの狀態は、断じて日本の國会の自主性を確立するものではないと思う。(拍手)

断じて黙認することはできません。衆議院議長におかれましては、今なお日本の國会にかくのごとき反動、かくのごとき暴力、かくのごとき保守的な行動がなお残存しておるということに対して、將來國会の秩序を維持するがはたして可能なりやいなや、それらの点について衆議院議長の所信を問い合わせることに、つづらう。

○議長(幣原喜重郎君) よつて動議の
ごとく決しました。——山本君の動議
に御異議がなければ、動議のごとく決
しました。

明二十三日は当会期の終了日でありますから、午前十時より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたしま
す。

今後不時
二月分前

出席政府委員	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
内閣官房次長	文部大臣	殖田俊吉君	高瀬莊太郎君	林讓治君	大屋晋三君	池田勇人君
内閣官房次長	厚生大臣					
内閣官房次長	運輸大臣					
内閣官房次長	建設大臣	益谷秀次君				
内閣官房次長	國務大臣	木村小左衛門君				

農林事務官	大藏政務次官	法務政務次官	文部事務官	經濟事務官
農林政務次官	大藏政務次官	法務政務次官	文部事務官	經濟事務官
重臣政務次官	大藏政務次官	法務政務次官	文部事務官	經濟事務官
加藤常太郎	山口好一君	荻田保君	中野武雄君	中野武雄君

（朗読を省略した報告）
一、昨二十一日次の法律の公布を奏上
運輸事務官 蔡谷 虎芳君
連輸事務官 山口 傳君

し、その旨參議院に通知した。
日本國有鉄道法の一部を改正する法
律

農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律

官報号外
昭和二年五月二十三日
衆議院会議録第三十六号
議長の報告

議決した旨内閣に通知した。

一、昨二十一日本院は昭和二十二年度國有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和二十二年度國有財産無償貸付状況計算書を是認した旨内閣に通知した。

一、昨二十一日常任委員会において、次の通り理事を追加選任した。

人事委員会 理事 玉置 實君 外務委員会 理事 玉置 實君

人事委員会 理事 菊地 義郎君 外務委員会 理事 菊地 義郎君

人事委員会 理事 高木 松吉君 外務委員会 理事 高木 松吉君

人事委員会 理事 小林 進君 外務委員会 理事 小林 進君

人事委員会 理事 佐々木盛雄君 外務委員会 理事 佐々木盛雄君

人事委員会 理事 明良君 (理事天野公) 外務委員会 理事 明良君 (理事天野公)

人事委員会 理事 次郎君 (昨二十一日理事辞任) 外務委員会 理事 次郎君 (昨二十一日理事辞任)

人事委員会 理事 大西 弘君 外務委員会 理事 大西 弘君

人事委員会 理事 春日 正一君 外務委員会 理事 春日 正一君

人事委員会 理事 庄司 一郎君 外務委員会 理事 庄司 一郎君

人事委員会 理事 原田 雪松君 外務委員会 理事 原田 雪松君

人事委員会 理事 鈴木 明良君 (理事天野公) 外務委員会 理事 鈴木 明良君 (理事天野公)

人事委員会 理事 田中 明良君 (理事天野公) 外務委員会 理事 田中 明良君 (理事天野公)

人事委員会 理事 有田 喜一君 外務委員会 理事 有田 喜一君

人事委員会 理事 北村徳太郎君 外務委員会 理事 北村徳太郎君

人事委員会 理事 小野 泰良君 外務委員会 理事 小野 泰良君

人事委員会 理事 法務委員 有田 喜一君 外務委員会 理事 法務委員 有田 喜一君

人事委員会 理事 法務委員 小野 泰良君 外務委員会 理事 法務委員 小野 泰良君

人事委員会 理事 法務委員 北村徳太郎君 外務委員会 理事 法務委員 北村徳太郎君

人事委員会 理事 法務委員 玉木君 外務委員会 理事 法務委員 玉木君

文部委員 厚生委員 農林委員 水産委員 地方行政委員 内閣委員 人事委員

大森 床次 玉木君 芦田 均君

玉木君

萬逸君

萬逸君